

玉川村統合小学校建設等 基本構想

令和 8 年 1 月

玉川村教育委員会

目 次

第1章 はじめに.....	4
1.1 背景と目的	
1.2 策定の経緯	
1.3 関連施策・指針等の整理	
(1)「第6次 玉川村振興計画」(平成28年度)	
(2)「玉川村人口ビジョン(改訂版) たまかわ創生総合戦略」(令和7年度)	
1.4 国の補助制度の活用	
(1) 制度の概要	
(2) 制度の位置づけと活用方針	
(3) 本村における制度活用方針	
第2章 現状と課題の整理.....	9
2.1 村内小中学校の沿革	
2.2 現状分析	
(1) 玉川村の地域特性	
(2) 現存する小中学校の概要	
(3) 在籍児童数	
(4) 児童生徒数の見込み	
(5) 複式学級化への見通し	
(6) 地域の教育ニーズ	
2.3 課題の整理	
第3章 将来見通しとビジョン.....	28
3.1 教育環境に関する未来像	
3.2 目指す学校像	
(1) 安全・安心で思いやりのある学校	
(2) 子どもが主役の学校	
(3) 地域とともにある学校	
第4章 統合整備の基本方針.....	29
4.1 統合の基本理念	
4.2 統合の方向性	
4.3 施設整備における基本方針	
第5章 建設候補地の比較検討.....	31
5.1 検討の経緯	
5.2 既存学校敷地の比較検討	
(1) 比較の視点	
(2) 玉川第一小学校	
(3) 須釜小学校	
(4) 玉川中学校	

(5) 比較結果の整理	
5.3 新候補地の概要	
(1) 立地と周辺環境	
(2) 敷地の現況と調査結果	
5.4 玉川中学校と新候補地の比較検討	
(1) 比較項目と検討方針	
(2) 比較結果	
(3) 比較の整理	
5.5 保護者アンケートの実施	
(1) 居住地区について (問1)	
(2) 回答者の立場について (問2)	
(3) 小学校再編(統合)に対する考え方 (問3)	
(4) 統合に対する理由(自由記述) (問4)	
(5) 統合候補地に対する考え (問5)	
(6) 統合時に整備すべき施設 (問6)	
(7) 統合時に優先すべき条件 (問7)	
(8) 統廃合に際しての不安・配慮すべき点 (問8)	
(9) その他の自由記述 (問9)	
(10) 本節のまとめ	
5.6 建設地選定の結論	
第6章 新統合校舎整備の方針.....	45
6.1 建築計画の基本方針	
(1) 配置計画	
(2) 平面計画	
(3) 断面計画	
6.2 計画施設の機能と規模	
6.3 構造計画の基本方針	
6.4 設備計画の基本方針	
6.5 施設計画図および敷地条件	
(1) 配置計画図	
(2) 平面計画図	
(3) 立面計画図・断面計画図	
(4) 敷地条件	
第7章 概算工事費.....	58
第8章 事業工程について.....	58
第9章 現学校施設・跡地の利活用検討.....	59
9.1 基本方針と活用の方向性	
9.2 検討の進め方	
9.3 校別の検討方向	
(1) 玉川第一小学校	
(2) 須釜小学校	

(3) 玉川中学校

別途資料64

別途資料1 イメージパース

(1) 鳥瞰図

(2) 外観図

別途資料2 関連法規必要申請書類一覧表

第1章 はじめに

1.1 背景と目的

近年、全国的に少子化や人口減少が進行し、社会構造の変化が加速しています。出生数の減少や若年層世代の都市部への流出、家族形態や働き方の多様化などにより、地域社会の維持・運営の在り方そのものが問われています。こうした傾向は地方部を中心に顕著であり、地域コミュニティの縮小や公共サービスの担い手不足、学校や地域施設の利用減少など、さまざまな課題として現れています。

玉川村においても、児童生徒数の減少や地域構造の変化により、小中学校の規模や学級構成は年々小規模化が進んでいます。また玉川第一小学校や須釜小学校は建設から長期間が経過し、老朽化が課題となっています。安全性や快適性の確保に加え、ICTの活用や地域と連携した学びなど、新たな教育ニーズに応えられる環境づくりが求められています。

こうした背景を踏まえ、本構想では、次代を担う子どもたちが安心して学べる環境を整備し、教育の質と地域の持続性の両立を目指して、今後の学校施設の在り方と整備の基本的な方向を示すことを目的としています。

1.2 策定の経緯

上記の課題を踏まえ、玉川村では将来の学校の在り方を検討するため、令和6年度に「玉川村立小中学校の在り方検討委員会」を設置し、委員会は教育関係者、保護者、地域代表など16名で構成され、合計3回の会議を開催しました。

第1回（令和6年10月30日）では、村内小中学校の現状共有と今後の検討方針について協議しました。第2回（同年11月28日）では、「現状維持」「小学校統合」「中学校移転」の複数案を提示し、3班に分かれて意見交換を行いました。その結果、いずれの班においても「小学校の統合はやむを得ない」との認識で一致し、教育効果や地域の一体化を踏まえて「中学校も同一敷地に併設することが望ましい」との方向性が示されました。第3回（令和7年1月22日）では、これまでの議論を整理し、「玉川村立小中学校の在り方に関する提言書」を取りまとめて教育委員会に提出しました。提言では、小学校の統合および中学校の併設を基本方針とし、須釜小学校で複式学級が発生する前、すなわち令和10年度末頃を統合の目安とすることが適当であると示されました。

教育委員会では、令和7年1月28日の定例会において提言内容を協議し、翌29日に村長へ意見書を提出しました。意見書では、提言を尊重しつつ、今後「小学校統合及び校舎新築検討委員会（仮称）」を設置し、新校舎の建設地や形態、通学方法、跡地利用などを保護者や地域住民の意見を踏まえて検討する方針が示されました。

本構想は、これらの検討経過と教育委員会の方針を踏まえ、玉川村における学校統合および新校舎整備の基本的な方向性を明確にするものです。

1.3 関連施策・指針等の整理

基本構想策定にあたり、関連する上位計画について以下に整理します。

(1) 「第6次 玉川村振興計画」(平成28年度)

第6次玉川村振興計画は、我が国における社会経済情勢を踏まえつつ、この大きな変革の時代にある中で、村民が幸せに満ちた生活を送ることができ、玉川村が今後も持続可能な村政運営ができるよう、有効な施策・事業を展開していくことを趣旨としています。

表 1-3-1 第6次 玉川村振興計画の概要

計画期間	平成28年度～令和7年度
計画の構成	「基本構想」「基本計画」「実施計画」によって構成されています。
将来像	「未来が輝く村づくり“元気な”たまかわ」
基本理念	「村民と 共に歩み育む 心豊かな村づくり」
基本目標	<p>基本目標 1 皆で支えあう福祉の村づくり</p> <p>基本目標 2 環境にやさしい安全・便利な村づくり</p> <p>基本目標 3 活力のある村づくり</p> <p>基本目標 4 人を育む村づくり</p> <p>基本目標 5 交流と協働の村づくり</p>
関連する基本施策	<p>「学校教育の充実」</p> <p>「次世代を担う元気な玉川っ子の育成」 のため、認定こども園、小・中学校において保育・幼児教育及び学校教育の連携強化を推進し、知・徳・体のバランスのとれた子どもを育成していきます。確かな学力を定着させるため、教職員の資質の向上に努め、調べ学習や活用能力を重視し、生活習慣（メディアコントロール）の定着と学習習慣の確立、学校間交流や教師間交流の推進、ICT教育の活用、学校教育指導員や支援員の配置など学習環境を充実します。</p> <p>さらに、豊かな心を育むために、「思いやり・あいさつ・言葉遣い・感謝」を基本とし、あいさつ運動や道徳教育、読書活動、個性を重視した教育、あるいは命を大切に人として生きる教育の推進、地域の教育力の向上と学校教育を支援する体制づくりを確立し、生まれ育った郷土を誇れる人づくりに努めます。</p> <p>また、「玉川村いじめ防止基本方針」の推進と生徒指導の充実を図り、安全・安心な教育環境の確立に努めます。</p> <p>健やかな体の育成では、走ることを基礎とした体力の向上に努めます。また、「早寝早起き朝ごはん」や健康課題把握と解決に向けた取り組みなど食育・健康教育を積極的に推進します。</p> <p>「青少年の健全育成」</p> <p>地域・家庭・学校・関係団体との連携を深めていきます。事業への理解や参加をさらに増加させるよう啓発の充実に努めます。子どもにとってもっとも身近な社会であり、教育の原点である家庭における保護者の教育力の向上を支援します。</p>

(2)「玉川村人口ビジョン（改訂版）たまかわ創生総合戦略」（令和 7 年度）

国においては、「まち・ひと・しごと創生法」（平成 26 年）に基づき、地域における人口減少対策や地方創生が推進されています。玉川村では、これを受けて平成 27 年度に「玉川村人口ビジョン」および「玉川村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地域の実情に応じた施策を展開してきました。令和 7 年度には、社会変化や人口動態の推移を踏まえて「玉川村人口ビジョン（改訂版）」および「たまかわ創生総合戦略」が改訂されました。

本計画は、「第 6 次玉川村振興計画」と整合を図りつつ、人口減少や少子高齢化の進行に対応し、将来にわたって持続可能な地域社会を形成することを目的としています。

表 1-3-2 玉川村人口ビジョン（改訂版）たまかわ創生総合戦略の概要

計画期間	玉川村人口ビジョン（改訂版）：令和 7 年度～令和 47 年度 たまかわ創生総合戦略：令和 7 年度～令和 11 年度
地域ビジョン	豊かな自然・ほどよい田舎で実現する自分らしい『玉川くらし』
基本目標	基本目標 1 選ばれる村づくりプロジェクト 基本目標 2 元気な産業応援プロジェクト <u>基本目標 3 共に生きる村づくりプロジェクト</u> 基本目標 4 元気な村づくりプロジェクト
関連する基本施策	<p>「特色ある教育の推進」</p> <p>こども一人ひとりの個性を伸ばす視点、地域社会に貢献できる人間を育成する視点、ふるさとを愛するこどもを育成する視点を大切にし、豊かな感性と確かな学力が育める特色ある学校教育の充実を図ります。</p> <p>「安心して出産し、子育てできる環境づくり」</p> <p>妊娠・出産前後における大きな不安に対して様々な支援施策を講じるとともに、本村独自の「たまかわっ子誕生祝金支給事業」や「たまかわっ子子育て支援給付金支給事業」「こども医療費助成制度」などによる経済的支援を行います。また、子育てを通し生じる悩みや負担の解消などについても支援し、ICT を活用しながら、出産からこどもが成長するまで包括的に子育てしやすい環境を整備します。</p> <p>「学校と地域の連携」</p> <p>学校・家庭・地域との協働による教育活動の充実や地域の教育力向上を図るため、「学校支援地域本部」充実に取り組みます。また、中学校の部活動の地域移行については、村スポーツ協会及び文化団体連絡協議会、さらには元気スポーツクラブとも連携しながらスムーズに受け入れられる体制づくりを協議検討します。保護者が子育てについての第一義的責任を有することを基本に、学校を核として、学校・家庭・地域及び福祉関係機関など、社会全体が連携しながら、支援に取り組みます。</p>

1.4 国の補助制度の活用

本構想における学校施設の整備については、国の学校施設整備事業の枠組みの中で、文部科学省が所管する補助制度の活用可能性について検討を進めています。また、本構想の具体化にあたっては、各制度の適用条件や事業内容を踏まえ、活用の可否や手法について関係機関と協議を行いながら検討を進め、文部科学省で設けられている制度として、以下を抜粋し、整理します。

(1) 制度の概要

学校施設の整備に関しては、文部科学省が所管する二つの主要な国の財政支援制度である「公立学校施設整備費国庫負担金」と「学校施設環境改善交付金」が設けられています。前者は、義務教育施設の基盤的な整備を国が法に基づき負担する**法定負担金制度**であり、後者は、教育環境の改善や学習環境の質的向上を目的として、予算の範囲内で交付される**政策的補助制度**です。

両者は目的と対象が異なるものの、学校施設の整備を総合的に支援する相互補完的な仕組みとして運用されています。

表 1-4 各制度の概要一覧表

区分	公立学校施設整備費国庫負担金	学校施設環境改善交付金
法的根拠	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 3 条	義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和 33 年法律第 81 号）第 12 条
制度の性格	法定負担金	交付金
対象事業	校舎・屋内運動場の新築、改築、増築、大規模改修、耐震化、統合新校整備、災害復旧など建物本体に関する整備。	空調設備整備（教室・屋内運動場）、トイレ改修（洋式化・バリアフリー化）、照明の LED 化、ICT 環境整備、省エネ設備導入など機能・環境改善に関する整備。
対象施設	義務教育諸学校（小・中学校等）	小・中学校、高等学校、特別支援学校等
国の補助・負担割合	原則：事業費の 1/2 （国 2 分の 1、地方 2 分の 1）	原則：事業費の 1/3～1/2 （事業内容により異なる）
財源の性格	法に基づき国が負担する義務的経費	予算の範囲内で交付される政策的経費
運用の特徴	長期的・安定的に計画的整備を推進	教育課題・社会情勢に応じた柔軟な運用が可能
主な整備目的の違い	「施設を建てる・直す」（ハード整備）	「施設的环境を良くする」（環境整備）

(2) 制度の位置づけと活用方針

公立学校施設整備費国庫負担金は、学校施設の安全性確保や老朽化対策、耐震化、新築・改築等、教育活動の基盤となる施設本体の整備を支える制度です。一方、学校施設環境改善交付金は、空調・照明・トイレ・ICT環境などの改善を通じ、児童生徒がより快適で安全に学べる環境を整備することを目的とするものです。これら二つの制度を適切に組み合わせることにより、施設の更新と環境改善の双方から教育環境の総合的向上を図ることができます。

特に、近年では防災機能の強化や脱炭素化の推進など、新たな社会的課題に対応する観点からも、交付金制度の活用範囲が拡大しており、今後の学校整備において重要な役割を担うことが期待されます。

(3) 本村における制度活用方針

学校の統合に伴い校舎又は屋内運動場の新築又は増築に要する経費の一部を国が負担（基準額の1/2）することとなっています。

小学校を統合し中学校を併設する場合、小学校2校については統合事業で国庫負担金の対象となりますが、中学校については1校の改築となるため、統合の対象とはならず、現校舎が危険校舎と判断された場合のみ国庫交付金（基準額の1/3）の対象となります。このため、村の負担が大きくなります。

また、小学校2校と中学校1校を統合し「義務教育学校」とした場合には、校舎全体に国の支援（基準額の1/2）が受けられることとなっています。

本村においては、今後の児童生徒の推移や本村の財政状況を踏まえ、更には、一つの学校組織と一貫した教育環境での学校運営ができることや小中一貫した教育により「学力の向上」が期待できること、中学校入学時の環境変化の軽減が図られるなどの義務教育学校のメリット等も考慮し、「義務教育学校」整備の制度活用も視野に検討します。

第2章 現状と課題の整理

現在の玉川村の学校施設の状況と課題を整理します。

2.1 村内小中学校の沿革

現在、玉川村村内で運営されている小学校・中学校のこれまでの沿革は以下の通りです。

表 2-1-1 玉川第一小学校 沿革（抜粋）

元号	年	月	主な沿革
明治	6年	6月	創立 小高字向久保 84 番地
明治	21年	4月	小高簡易小学校と改称、竜崎、川辺に分校
明治	23年	4月	小高尋常小学区と改称、川辺分校は川辺簡易小学校
明治	31年	4月	泉高等小学校を併置
明治	43年	7月	小高高等小学校と改称
昭和	9年		校舎改築
昭和	16年	4月	福島県石川郡泉村立小高国民学校と改称
昭和	22年	4月	福島県石川郡泉村立小高小学校と改称
昭和	30年	3月	総理府告第 713 号により泉村を廃止、玉川村を設置
昭和	30年	3月	福島県石川郡玉川村立小高小学校と改称
昭和	43年	4月	福島県石川郡玉川村立玉川第一小学校と改称、竜崎分校統合
昭和	44年	3月	新校舎第一期工事完成（中央東側）
昭和	45年	3月	新校舎第二期工事完成（中央西側）
昭和	45年	12月	体育館完成
昭和	47年	8月	プール完成
昭和	59年	8月	屋内運動場屋根改修工事
平成	4年	11月	屋内運動場屋根改修工事
平成	11年	4月	スクールバス運行（竜崎、岩法寺方面）
平成	11年	5月	校舎大規模改修工事に伴う仮設校舎への移転
平成	11年	5月	校舎大規模改修工事開始
平成	11年	8月	校舎大規模改修工事終了 改築校舎への移転
平成	22年	8月	屋内運動場耐震工事終了
平成	23年	3月	東日本大震災
平成	27年	4月	川辺小学校と統合

表 2-1-2 須釜小学校 沿革（抜粋）

元号	年	月	主な沿革
明治	6年		須釜小学校開校
明治	36年	12月	南北両校合併し須釜尋常小学校と改称
明治	43年	10月	須釜小学校四辻分校教室開設
昭和	14年	4月	須釜尋常高等小学校と改称
昭和	22年	4月	須釜小学校四辻分校と改称
昭和	23年	4月	須釜村立須釜小学校と改称
昭和	30年	3月	玉川村立須釜小学校と改称
昭和	49年	1月	本校現在地に新校舎を開校
昭和	49年	3月	本校屋内運動場新築工事完成
平成	2年	3月	東部共同調理所併設する
平成	16年	3月	四辻分校休校（3.23 休校式）
平成	17年	9月	大規模校舎改修工事、情報センター新設
平成	19年	3月	四辻分校閉校（3.25 閉校記念式典実施）
平成	23年	3月	東日本大震災

表 2-1-3 玉川中学校 沿革 (抜粋)

元号	年	月	内容	
			(須釜中学校)	(泉中学校)
昭和	22	4		福島県石川郡泉村立泉中学校創立
昭和	22	5	須釜村立須釜中学校開校	
昭和	25	9		旧校舎竣工
昭和	25	12	校舎落成	
昭和	30	3		総理府告示第 713 号により泉村を廃し玉川村立泉中学校となる
昭和	34	3		体育館落成
昭和	35	8	屋内体操場落成	
昭和	48	4		特殊学級開設
昭和	50	8	須釜小移転に伴い第二校庭の設置	
平成	2	3		新校舎現在地に竣工 (現玉川中学校)
平成	2	9	新校舎用地造成着工	
平成	3	4		新校舎落成
平成	4	3	新校舎引渡式・移転 (現すがまプラザ交流センター)	新校舎体育館落成・部室落成
平成	5	3	屋内運動場落成	
平成	7	3	校庭クラブハウス設置	
平成	7	8		新プール完成
平成	8	8	プール完成	
平成	13	8		食堂窓改修工事(1期)完了
平成	14	8		食堂窓改修工事(2期)完了
平成	21	6		校舎体育館屋根塗装修繕工事完了
平成	21	11	校舎・体育館屋根全塗装	
平成	23	3	東日本大震災	
平成	27	2	校舎屋上太陽光パネル発電設置工事	
平成	27	3	校舎内エアコン設置工事	冷房機器取り付け工事完了 太陽光パネル設置完了
平成	28	7		体育館通路屋上防水工事
			(泉中学校と須釜中学校が統合)	
令和	2	4	福島県石川郡玉川村立玉川中学校創立 (旧玉川村立泉中学校地内に開校)	

2.2 現状分析

(1) 玉川村の地域特性

玉川村は、福島県南部の石川郡北西部に位置し、阿武隈山地の西斜面に広がる丘陵地と、阿武隈川東岸に形成された平坦地から構成されています。村域は東西約 11.3km、南北約 9.2km にわたり、その面積は 46.67km²です。



図 2-1-1 玉川村 村域マップ (出典：Geoshape リポジトリ)

東部は阿武隈山系の山地に属し、起伏に富んだ地形が広がる一方、西部は阿武隈川沿いに比較的平坦な地形が展開しています。気候は、阿武隈山系特有の地形の影響を受け、標高による気温差が大きく、年間および日ごとの寒暖差も顕著であるなど、地形的・気象的特性に変化のある地域です。

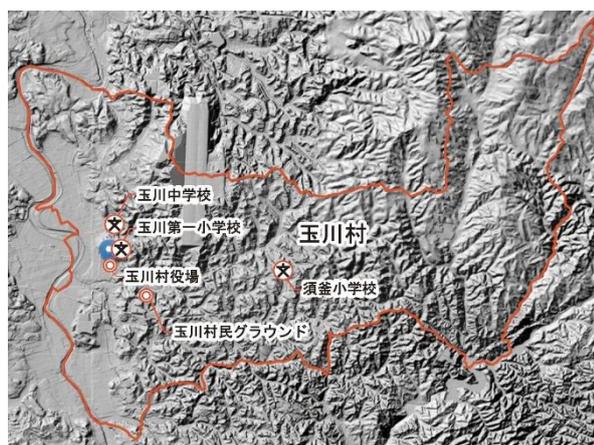


図 2-1-2 玉川村 起伏図

(出典：Geoshape リポジトリ)

村内の集落は、こうした地形条件のもとで形成されており、地域ごとに生活圏や通学圏が異なります。特に山間部と平坦部とでは、児童生徒の**通学距離や交通手段、冬期の通学安全などに課題**が見られます。

そのため、地域特性を十分に考慮し、学校配置や施設整備の検討を進めていく上で、**教育環境の充実や地域間の交流を図る方策**を検討していく必要があります。

(2) 現存する小中学校の概要

現在、玉川村内で運営されている各小中学校の現地調査の結果を整理します。

表 2-2-1 玉川第一小学校 調査概要表

玉川村立玉川第一小学校	
所在地	福島県石川郡玉川村大字小高字中村前 5 0
航空写真	
現況図	

(出典：国土地理院地図)

玉川第一小学校 現況写真



①校舎 校門正面



②校庭 (1)



③校庭 (2)



④校舎 南側



⑤屋外プール 更衣室棟



⑥屋外プール



⑦校舎 東側



⑧校舎 南側 正面玄関



⑨敷地内通路



⑩校舎 南西側



⑪屋内運動場



⑫放課後児童クラブ



⑬校舎 西側

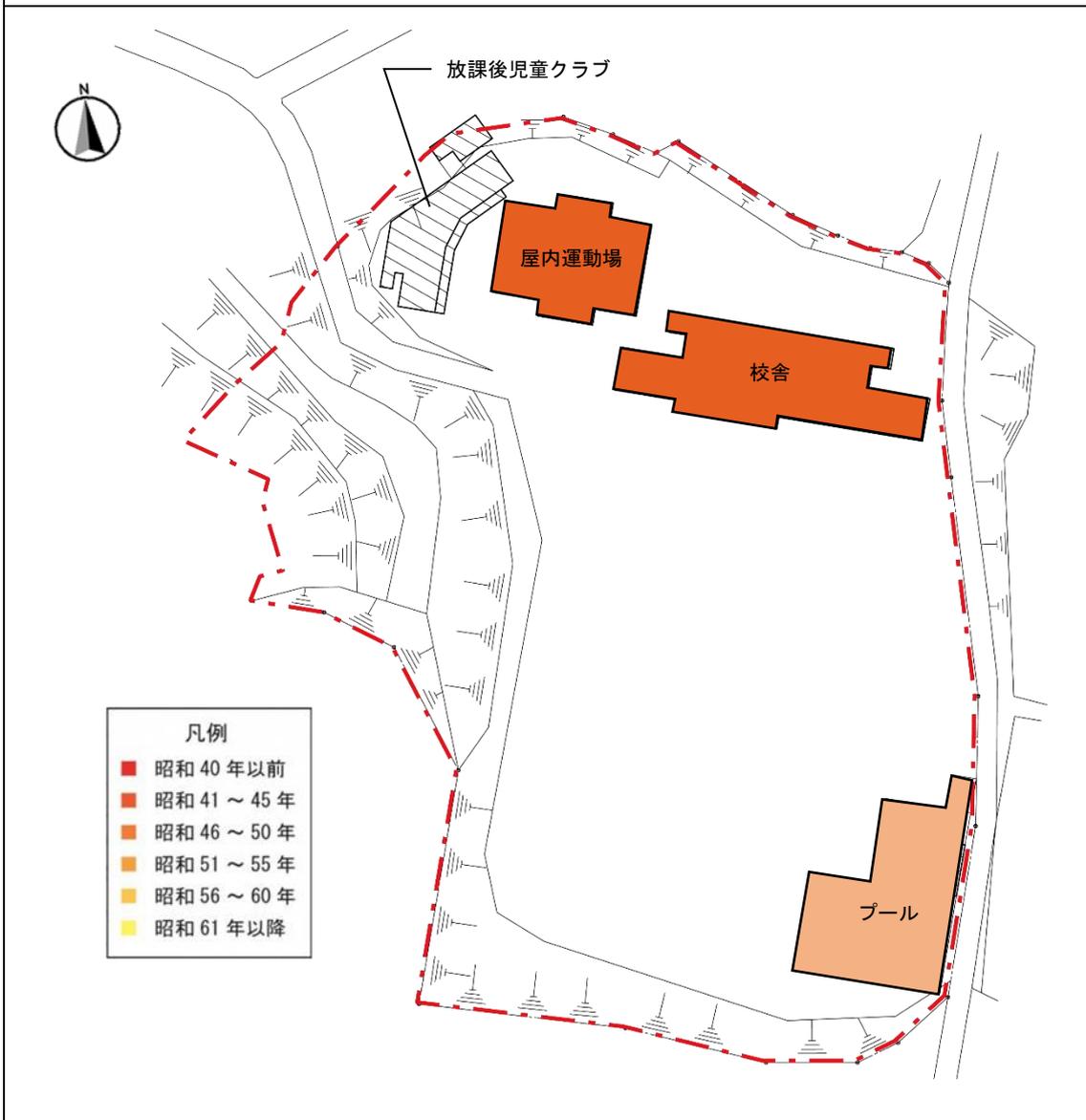


⑭校舎 北側



⑮校舎 北側 出入口

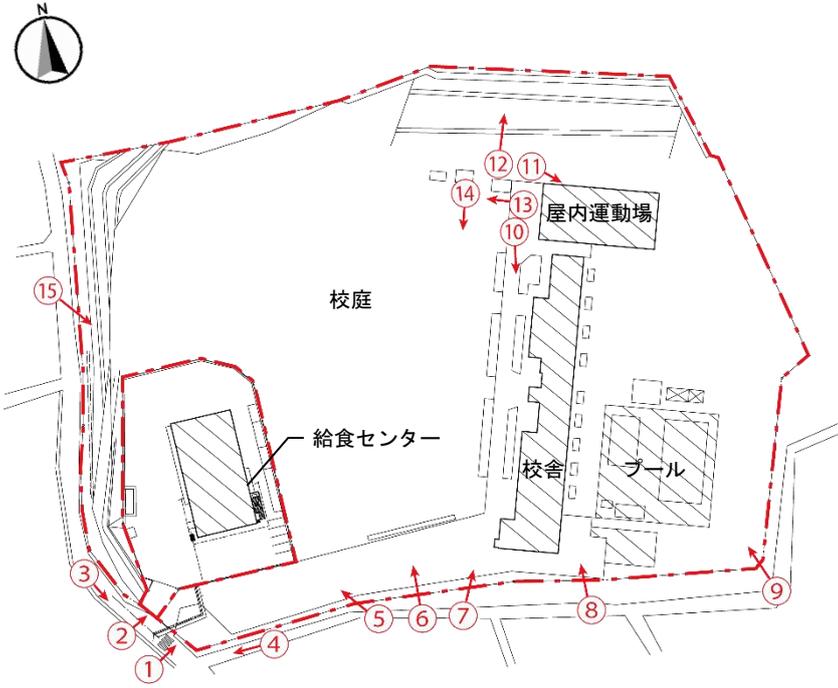
玉川第一小学校 施設概要図



全体の諸元						
所在地	玉川村大字小高字中村前50		教室数	普通10 特支2		
都市計画	都市計画区域内 指定なし		児童生徒数	203		
用途地域	指定なし		学級数	普通9 特支2		
建蔽率	60%		校地面積	25,307 m ²		
容積率	200%		建物敷地	7,930 m ²		
防火区域	指定なし		運動場面積	12,323 m ²		
竣工年度	校舎	昭和44年	その他面積	5,054 m ²		
	屋内運動場	昭和45年	借用面積	-		
	プール	昭和47年				
診断・改修 改築歴	校舎	耐震診断	平成10年	屋内運動場	耐震診断	平成21年
		大規模改修	平成10年		耐震補強	平成22年

(出典：令和7年度 玉川村教育委員会資料より)

表 2-2-2 須釜小学校 調査概要表

玉川村立須釜小学校	
所在地	福島県石川郡玉川村大字南須釜字堂ノ内 200
航空写真	
現況図	

(出典：国土地理院地図)

須釜小学校 現況写真



①校門 正面



②給食センター 南西側



③敷地 前面道路



④敷地 周辺



⑤給食センター 南東側



⑥校庭 南側



⑦校舎 南側



⑧校舎 南東側



⑨屋外プール 南東側



⑩校舎 北側



⑪屋内運動場 北側



⑫すがまプラザ 南側



⑬校庭 東側

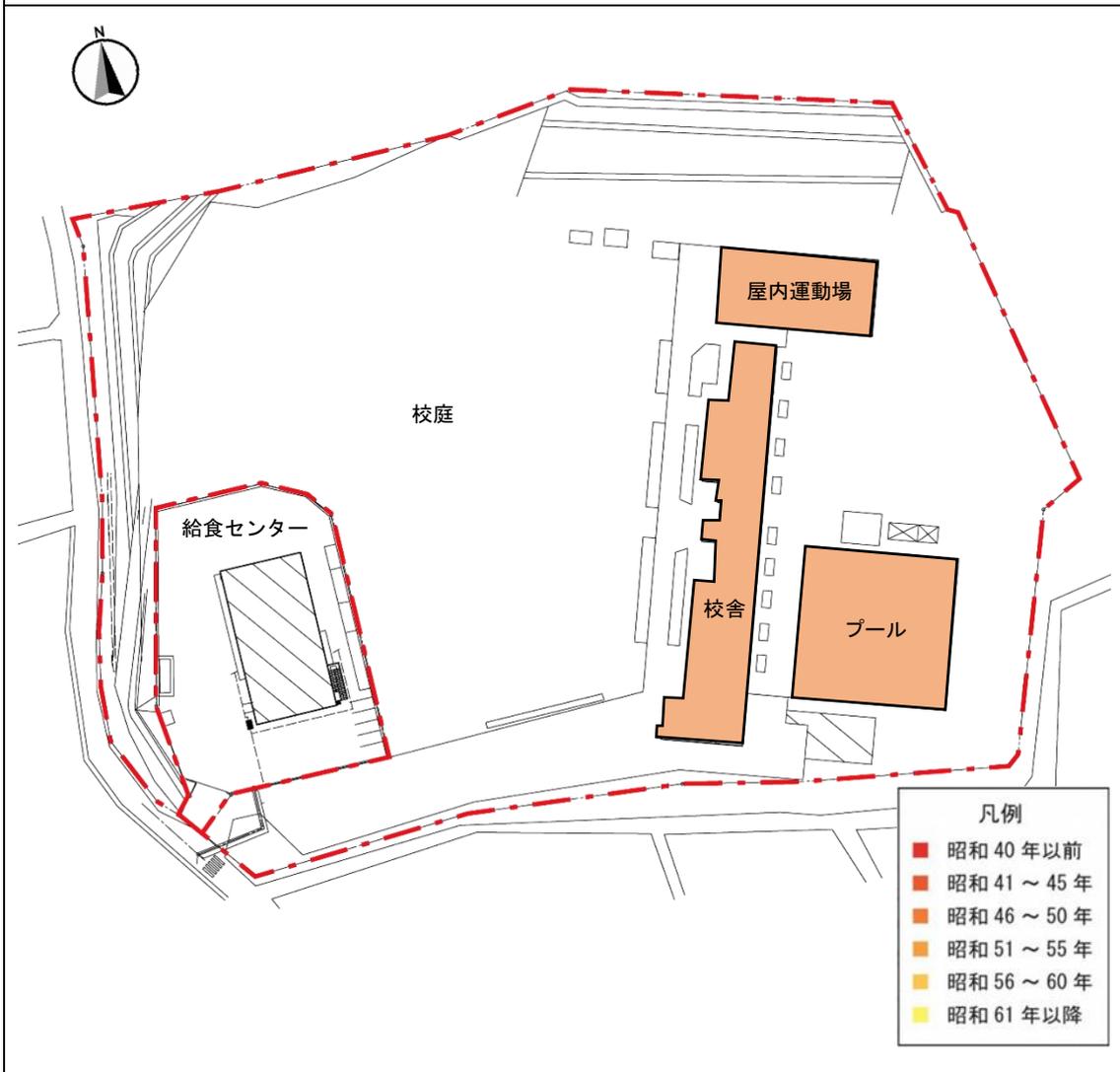


⑭校庭 北東側



⑮敷地周辺 西側

須釜小学校 施設概要図

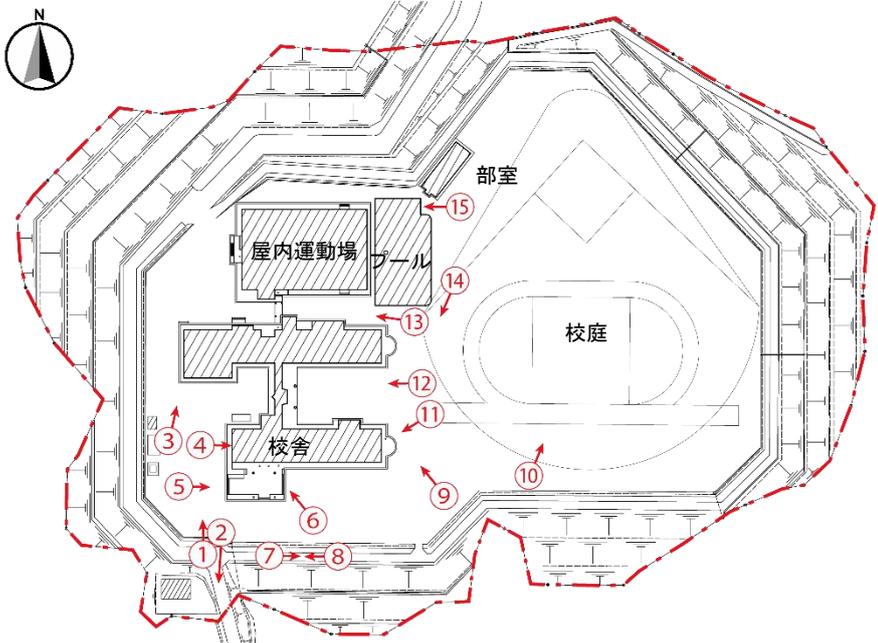


全体の諸元

所在地	玉川村大字南須釜字堂ノ内 200		教室数	普通 6 特支 2	
都市計画	都市計画区域内 指定なし		児童生徒数	85	
用途地域	指定なし		学級数	普通 6 特支 1	
建蔽率	60%		校地面積	35,139 m ²	
容積率	200%		建物敷地	10,406 m ²	
防火区域	指定なし		運動場面積	15,434 m ²	
竣工年度	校舎	昭和 48 年	その他面積	5,891 m ²	
	屋内運動場	昭和 48 年	借用面積	3,408 m ²	
	プール	昭和 49 年			
診断・改修 改築歴	校舎	耐震診断 大規模改造	平成 10 年 平成 17 年	屋内運動場 耐震補強	平成 21 年 平成 22 年

(出典：令和 7 年度 玉川村教育委員会資料より)

表 2-2-3 玉川中学校 調査概要表

玉川村立玉川中学校	
所在地	福島県石川郡玉川村大字中字前作田 71
航空写真	
現況図	

(出典：国土地理院地図)

玉川中学校 現況写真



①校門 正面前



②校門前 南側道路



③多目的ホール 外観



④校舎 正面 西側



⑤校舎 正面 南西側



⑥校舎 正面 南東側



⑦敷地内通路 南側



⑧敷地内通路 南側



⑨校舎 南東側



⑩校庭 南側



⑪校舎 東側



⑫校舎 中庭 東側



⑬屋内運動場 東側

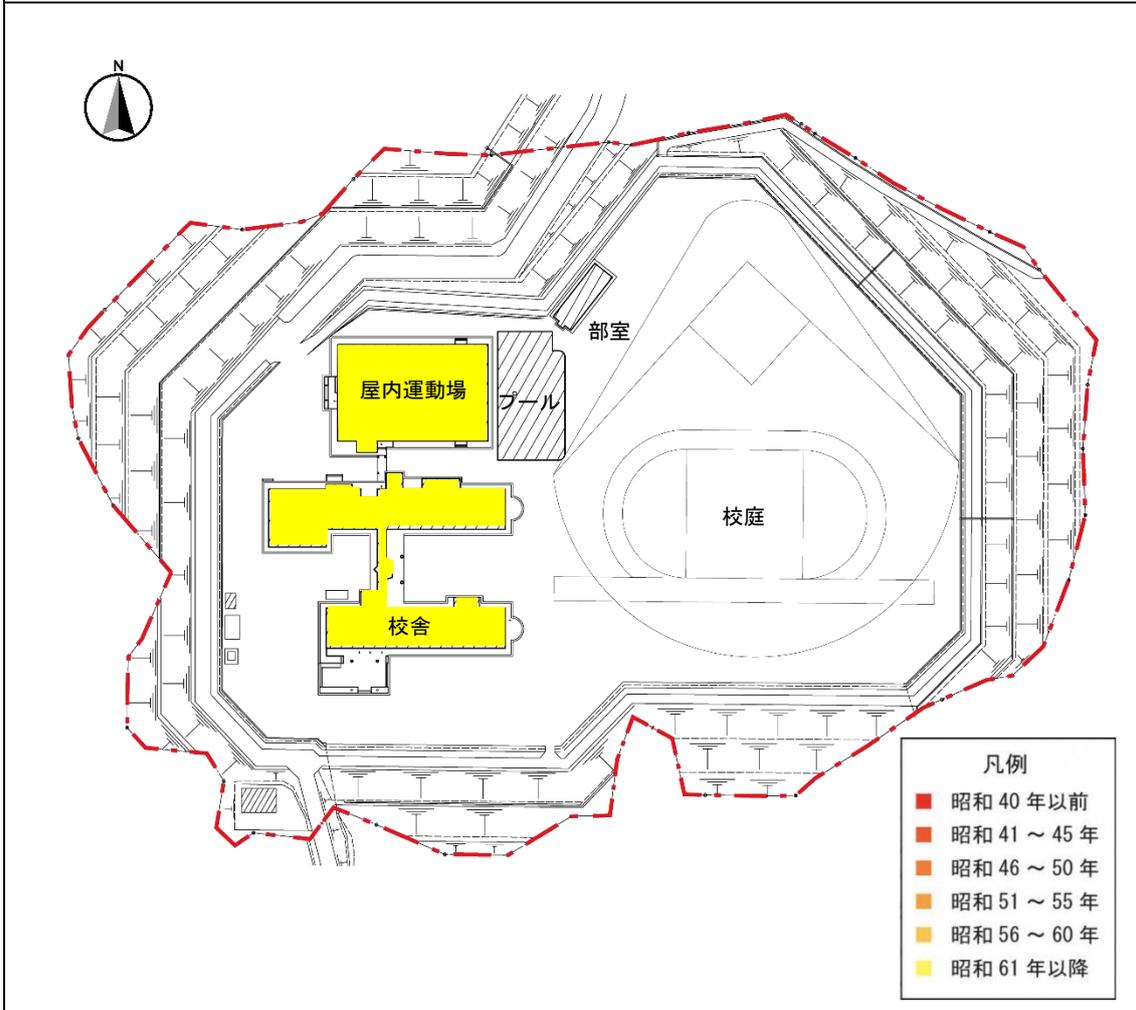


⑭校舎 北東側



⑮屋外プール 更衣室棟

玉川中学校 施設概要図



全体の諸元

所在地	玉川村大字中字前作田 71	教室数	普通 6 特支 2	
都市計画	都市計画区域内 指定なし	児童生徒数	144	
用途地域	指定なし	学級数	普通 5 特支 2	
建蔽率	60%	校地面積	44,897 m ²	
容積率	200%	建物敷地	13,500 m ²	
防火区域	指定なし	運動場面積	17,500 m ²	
竣工年度	校舎	平成 2 年	その他面積	13,897 m ²
	屋内運動場	平成 3 年	借用面積	—
竣工年度	プール	平成 7 年		
	校舎	大規模改修	令和 2 年	
診断・改修 改築歴				

(出典：令和 7 年度 玉川村教育委員会資料より)

(3) 在籍児童数

玉川村の児童生徒数は、少子化の進行により年々減少しています。平成27年度には小学校児童数が380人（玉川第一248人、須釜132人）、中学校生徒数が213人（泉141人、須釜72人）でしたが、令和7年度には小学校が288人（玉川第一203人、須釜85人）、中学校が144人（玉川中学校）となり、いずれも減少傾向が続いています

表 2-2-4 年度別 小学校 統計資料

年度	玉川第一小学校	須釜小学校	合計
平成27年	248	132	380
平成28年	264	129	393
平成29年	265	114	379
平成30年	250	110	360
平成31年	252	90	342
令和2年	246	85	331
令和3年	237	85	322
令和4年	210	85	295
令和5年	212	86	298
令和6年	202	83	285
令和7年	203	85	288

（出典：令和7年版 玉川村のすがた〔統計資料〕vol.27より）

表 2-2-5 年度別 中学校 統計資料

年度	泉中学校	須釜中学校	玉川中学校	合計
平成27年	141	72		213
平成28年	125	73		198
平成29年	132	80		212
平成30年	124	70		194
平成31年	124	75		199
令和2年			191	191
令和3年			171	171
令和4年			181	181
令和5年			171	171
令和6年			171	171
令和7年			144	144

（出典：令和7年版 玉川村のすがた〔統計資料〕vol.27より）

令和7年度の在籍状況は、玉川第一小学校が203人（9学級・特別支援2）、須釜小学校が85人（6学級・特別支援1）で、村全体では18学級です。玉川中学校は144人（男子66人・女子78人）で、5学級・特別支援2を含む7学級となっています

表 2-2-6 小学校 統計資料

項目	玉川第一小学校	須釜小学校	備考
1年	34	9	
2年	24	14	
3年	43	16	
4年	24	12	
5年	33	19	
6年	45	15	
学年計 (児童数計)	203	85	玉川第一内訳（男110・女93） 須釜内訳（男52・女33）
学級数	9	6	
特別支援 在籍児童数	10	4	
特別支援 学級数	2	1	
教員数（計）	17	14	玉川第一内訳（男6・女11） 須釜内訳（男5・女9）

（出典：玉川村教育委員会資料、令和7年版 玉川村のすがた〔統計資料〕vol.27より）

表 2-2-7 中学校 統計資料

項目	玉川中学校	備考
1年	36	
2年	52	
3年	56	
学年計 (生徒数計)	144	(男66・女78)
学級数	5	
特別支援 在籍生徒数	11	
特別支援 学級数	2	
教員数（計）	16	(男8・女8)

（出典：玉川村教育委員会資料、令和7年版 玉川村のすがた〔統計資料〕vol.27より）

(4) 児童生徒数の見込み

表 2-2-8 玉川第一小学校 児童数見込み

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年	26	34	25	44	26	33	188
令和9年	32	26	34	25	44	26	187
令和10年	26	32	26	34	25	44	187
令和11年	32	26	32	26	34	25	175
令和12年	17	32	26	32	26	34	167
令和13年	19	17	32	26	32	26	152
令和14年	16	19	17	32	26	32	142
令和15年	16	16	19	17	32	26	126

表 2-2-9 須釜小学校 児童数見込み

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年	13	9	14	16	12	19	83
令和9年	5	13	9	14	16	12	69
令和10年	9	5	13	9	14	16	66
令和11年	6	9	5	13	9	14	56
令和12年	7	6	9	5	13	9	49
令和13年	5	7	6	9	5	13	45
令和14年	3	5	7	6	9	5	35
令和15年	3	3	5	7	6	9	33

表 2-2-10 小学校全体 児童数見込み

年度	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
令和8年	39	43	39	60	38	52	271
令和9年	37	39	43	39	60	38	256
令和10年	35	37	39	43	39	60	253
令和11年	38	35	37	39	43	39	231
令和12年	24	38	35	37	39	43	216
令和13年	24	24	38	35	37	39	197
令和14年	19	24	24	38	35	37	177
令和15年	19	19	24	24	38	35	159

表 2-2-11 玉川中学校 生徒数見込み

年度	1年	2年	3年	合計
令和8年	60	38	52	150
令和9年	52	60	38	150
令和10年	38	52	60	150
令和11年	60	38	52	150
令和12年	39	60	38	137
令和13年	43	39	60	142
令和14年	39	43	39	121
令和15年	37	39	43	119
令和16年	35	37	39	111
令和17年	38	35	37	110

児童生徒数の減少により、学年ごとの人数差が拡大し、特に須釜小学校では低学年を中心に10人前後の小規模学年がみられます。

次項では、こうした在籍状況を踏まえ、複式学級化の見通しと課題について整理します。

(5) 複式学級化への見通し

玉川村の小学校における児童生徒数は、平成8年度の605名から令和6年度には285名へと半減しており、今後も減少が続く見込みです。特に須釜小学校では令和11年度に2、3学年が複式学級となることが予測されます。

複式学級は、少人数教育の良さを生かせる一方で、学年の異なる児童生徒を同一教室で指導するため、教育課程の編成や授業準備に多くの時間と労力を要します。また、教員の負担増加や学習内容の多様化への対応が難しくなるなど、教育の質を安定的に維持するうえで課題が生じやすくなります。

このような状況を踏まえると、教育環境の充実と持続的な学びの場を確保するためには、将来的に学校の再編や統合を視野に入れた対応が必要となります。

(6) 地域の教育ニーズ

玉川村では、少子化と人口減少が進む中で、教育を地域の将来を支える基盤として重視しています。学校は子どもの学びの場にとどまらず、地域の誇りやつながりを育む拠点であり、定住や交流の促進にも寄与する存在です。住民や教育関係者からは「安心して学べる環境」「地域の自然や文化を生かした教育」を求める声が寄せられ、これは村が掲げる「村民と共に歩み育む心豊かな村づくり」の理念と一致しています。

また、保護者からは「インクルーシブ教育※」など、次世代教育への期待が示されています。これらを村独自の特色として展開することで、子育て世代が“学びを理由に選ぶ村”を実現できると考えられます。さらに、地域住民からは学校を防災・福祉・地域活動の拠点として活用してほしいとの要望もあり、第6次玉川村振興計画の「人を育む村づくり」の方針とも一致しています。

教育を通じて地域の魅力を高め、子どもの成長が村の活力へとつながる環境整備が求められています。

※インクルーシブ教育…

障害や病気の有無、国籍、性別といったさまざまな違いや課題を超えて、全ての子どもが同じ環境で共に学び合う教育

2.3 課題の整理

玉川村における学校再編の検討は、単に児童生徒数の減少に対応するためだけでなく、教育の質と地域の活力を両立させることを目的としています。そのため、本構想では以下の5つの観点から課題を整理し、今後の整備方針を検討する基礎とします。

① 教育環境の適正化と学びの質の確保

少子化の進行により、学年ごとの人数差や複式学級の増加が見込まれています。児童生徒同士の学び合い、発表の機会、行事運営など教育活動の幅が制限される懸念があります。一方で、少人数教育の良さを生かしながらも、ICTの活用や共同学習の拡充など、新しい教育手法を取り入れる環境づくりの整備が必要となります。

② 校舎の老朽化と安全・快適性の確保

現行の小学校校舎は建設から50年以上が経過しており、耐震性・断熱性・設備の老朽化が進んでいます。特に天井・外壁・給排水設備などの更新が必要な箇所も多く、維持費の増大が課題となっています。また、災害時の避難所機能や防災拠点としての安全性を確保する観点からも、現行施設の更新・再整備が求められています。

③ 地域コミュニティの維持と教育の連携

地域の人口構成の変化により、学校が地域の核として果たす役割が一層重要になっています。委員会では、「学校が地域行事や防災活動の拠点として残ることを望む」「地域と子どもが日常的に関わる仕組みが必要」といった意見が寄せられました。教育を通して地域とのつながりを深める「共育」の仕組みづくりが、今後の学校整備における大きな方向性といえます。

④ 次世代教育への対応と教育魅力の創出

保護者からは「インクルーシブ教育」など、時代の変化に対応した教育環境を求める声がかかれています。これらは全国的な潮流ではありますが、玉川村においては「教育を通じて村の魅力を高め、子育て世代が安心して暮らせる環境をつくる」ことが主眼となっています。単に国の指針を踏襲するのではなく、村独自の教育ビジョンに基づき、地域資源や自然環境を活かした学びの場を形成していくことが求められます。

⑤ 学校再編と地域づくりの一体的推進

教育の課題は、村の将来像と密接に関係しています。学校再編は単なる施設の集約ではなく、村の中心機能の再配置、交通・生活動線の見直し、跡地の有効活用などを含む「地域構造の再設計」として捉える必要があります。在り方検討委員会や政策調整会議でも、「教育を核としたむらづくり」「村民が誇りを持てる学校づくり」という視点が共有されており、これを今後の整備方針の中核に据えることが重要です。

これらの課題は、相互に関連しながら、将来の学校像を検討する上での基礎的視点となります。今後の整備計画では、教育環境・施設更新・地域振興の3つの側面を統合的に捉え、持続可能な教育と地域の共生を実現する方策を具体化していくことが求められます。

第3章 将来見通しとビジョン

3.1 教育環境に関する未来像

玉川村では、少子化の進行に伴い児童生徒数の減少が続く中でも、教育の質を確保し、すべての子どもが安心して学べる環境づくりが求められています。今後の学校教育には、知識の獲得にとどまらず、子どもたちが「自ら考え、協働し、課題を解決する力」を育むことが重視されます。

これからの教育環境整備は、単に校舎の更新にとどまらず、社会の変化に柔軟に対応し、地域の将来像を形づくる役割を担います。ICTを活用した個別学習、体験的・探究的な学び、地域資源を生かした教育活動を通して、村全体が学びの場として機能する仕組みを整えることが重要です。

さらに、教育は地域の将来に直結する基盤でもあります。子どもが減る時代だからこそ、「質の高い教育」と「地域の魅力」を両立させ、子育て世代が定住・回帰したくなる教育環境を整えることが、村の持続的な発展につながると考えられます。

3.2 目指す学校像

玉川村が整備を進める新しい学校は、単なる教育施設ではなく、地域全体で子どもの成長を支える拠点として構想します。その学校像を次の3つの柱で表します。

(1) 安全・安心で思いやりのある学校

子どもたちが安心して心身ともに健やかに学び、生活できる環境を最優先とします。災害への備えや防犯、防災機能の強化、バリアフリーの充実などを進め、地域の避難拠点としても機能する学校を目指します。

(2) 子どもが主役の学校

学習活動や行事の中で子どもが主体的に考え、挑戦できる場をつくります。ICTを活用した個別学習、体験的な探究活動、異学年交流などを通じて、自ら学び、他者と協働する力を育てる教育を推進します。

(3) 地域とともにある学校

地域の自然や文化を教育に取り入れ、地域の人々とともに学び、成長する学校を目指します。地域行事や世代間交流、防災・福祉・農業などの分野との連携を通じ、子どもたちが自分の住む地域に誇りを持てるような教育を行います。

これら3つの柱は、次世代の学校づくりにおける方向性を示すものです。学校は、子どもたちにとっての学びの場であると同時に、地域住民にとっても支え合い・つながりを深める場であり続けることを目指します。

第4章 統合整備の基本方針

4.1 統合の基本理念

本村の学校統合は、少子化に対応する単なる施設再編ではなく、子どもたち一人ひとりが安心して学び、地域とともに育つ教育環境の実現を目的としています。教育の質を高めるとともに、村全体で子どもを支える体制を築き、学校を地域の学びと交流の拠点とすることを基本理念とします。

また、委員会における意見では、「建物だけでなく教育やカリキュラムの在り方を中心に据え、これを支える学校施設を考えるべき」との考えが多く示されました。これを踏まえ、学校の整備は教育のビジョンと一体で進めることを重視します。

4.2 統合の方向性

「玉川村立小中学校の在り方検討委員会」での協議および教育委員会での検討を踏まえ、本村の学校再編は「中学校を統合した義務教育学校の建設を視野に、早期に小学校2校の統合を目指すこと」を基本方針とします。

これにより、小学校の複式学級を早期に解消し、更には、義務教育9年間の学びを切れ目なくつなぐ一貫教育を目指し、発達段階に応じた学習・生活支援を可能とします。教育長からは、「小中が一体となることで、教師の専門性を活かした連携教育や、生徒・教師間の自然な交流が生まれる」との意見があり、委員からも「不登校や特別な支援が必要な子どもを取りこぼさないインクルーシブ教育」や、「多様性を尊重した学びの場づくり」を求める声がありました。これらを踏まえ、統合校では教育内容と施設計画を一体的に構想し、すべての子どもに開かれた教育環境を整備します。

4.3 施設整備における基本方針

統合校の整備にあたっては、次の方針を基本とします。

1. 教育活動と地域活動の共存

学校は地域の中核的な公共施設としての役割を担うことから、授業や地域行事など、多様な活動が円滑に行えるよう施設を整備します。放課後には、地域の児童生徒や関係団体が安全に利用できる仕組みを整え、教育活動と地域交流が調和する運用を図ります。

また、統合校の整備にあたっては、施設整備に加えて教育内容や運営体制の充実にも取り組みます。教育委員会・学校・地域・家庭が継続的に連携し、意見交換と改善を行うことで、教育と地域社会が相互に支え合う「地域で育む教育環境」の実現を目指します。



図4-3-1 地域で育む教育環境のイメージ

2.安全・安心な学校施設

児童生徒が安心して学べることを第一に、設計段階から防犯・防災の観点を重視します。不審者侵入防止の動線計画や、避難経路の確保、災害時の安全性の検証を行い、リスクを最小限に抑えた施設構成とします。主要構造は耐震性に優れた鉄筋コンクリート造（RC造）を基本とし、内部空間には木質材料を適度に用いて温かみと落ち着きのある学習環境を創り出します。また、体育館を中心に地域の避難所機能を維持・強化し、災害時には迅速な受入体制を確保します。

3.多様な学びを支える空間構成

ICT教育やインクルーシブ教育の推進を重視し、すべての児童生徒が互いに学び合い、支え合う教育環境を整備します。GIGAスクール構想を踏まえた無線LAN、電子黒板、学習端末充電設備などのICTインフラを整備し、情報活用能力の育成を支援します。



図 4-3-2 ICT教育のイメージ

また、特別支援教育や少人数学習、グループ学習にも対応できる柔軟な空間構成とし、児童生徒一人ひとりの学びに応じた多様な教育活動を展開できる環境を目指します。

4.環境共生と持続可能性

省エネルギー化と環境負荷の低減を図り、快適で持続可能な学校づくりを進めます。高断熱・高効率設備の導入や、太陽光発電や蓄電設備などの再生可能エネルギー活用を検討し、施設全体の省エネ性能の向上を図ります。

また、自然採光や通風を取り入れ、四季を感じながら快適に学べる環境を整えます。ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）については、エネルギー収支の最適化を目指し、可能性を積極的に検討していく方針とします。これらの取組を通じ、環境に配慮し、次世代に継承できる教育施設の整備を進めていきます。

第5章 建設候補地の比較検討

5.1 検討の経緯

本構想における統合校の建設候補地の検討は、将来の玉川村を担う子どもたちが、安全で安心して学べる教育環境を整備することを目的に実施しました。学校施設の整備にあたっては、教育の質の向上だけでなく、通学の安全、地域との連携、防災拠点としての機能や財政面での持続可能性を総合的に考慮する必要があります。

そのため、まず既存の3つの学校敷地（玉川第一小学校、須釜小学校、玉川中学校）を対象に、敷地面積、地形、交通アクセス、周辺環境、建物の状態などの比較検討を行いました。検討の結果、玉川中学校は既存校の中では一定の条件を満たすものの、統合校として必要となる規模、動線、将来拡張の面で根本的な制約があり、長期的には十分な教育環境を確保できないことが明らかになりました。

このため、教育委員会および村政策調整会議での協議、保護者アンケートを経て、公共施設との連携が可能で、村の中心部に位置する「村民グラウンド」と周辺に近接する「こども園東側敷地」を新たな候補地として追加し、比較検討を進めることとしました。

5.2 既存学校敷地の比較検討

(1) 比較の視点

既存の3つの学校敷地（玉川第一小学校、須釜小学校、玉川中学校）については、現地調査および図面確認をもとに、以下の視点から比較検討を行いました。本比較では、教育環境としての適性に加え、整備に要するコストや地域全体への影響も含めて、総合的な評価を行うことを目的としています。

表 5-2-1 比較検討項目一覧表

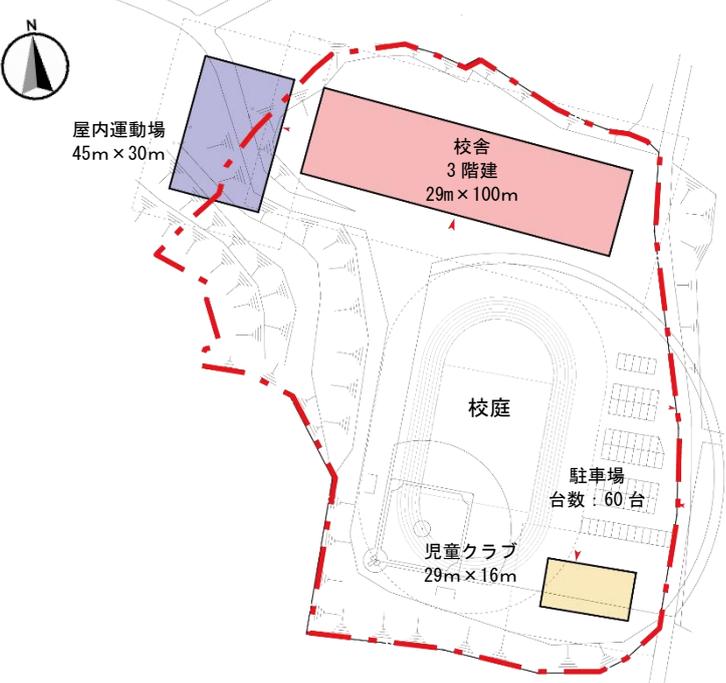
比較検討項目	内容・評価の観点
① 建設検討 敷地規模・形状	対象敷地建設の検討、統合校を配置できる広さ・形状を有しているか
② 地形・造成条件	平坦性、排水状況、造成の難易度
③ アクセス・通学動線	通学距離、道路状況、交通安全性
④ 周辺環境	公共施設との距離、地域連携・利便性
⑤ 老朽化・再利用性	既存建物の老朽化状況と活用可能性

これらの視点に基づき、3校それぞれの特徴と課題を整理し、統合校の建設地としての適性を比較しました。

(2) 玉川第一小学校

玉川第一小学校は、村の中心部に比較的近い立地にあり、地域の象徴的な学校として長年親しまれてきました。一方で、敷地面積が限られており、仮設校舎の設置や工事中の動線確保が難しい状況です。また、校舎・屋内運動場はどちらも築50年を超え、利用には大規模な改修または建替えが必要です。

表 5-2-2 玉川第一小学校 比較検討表

項目	内容
現況図及び 建設計画検討図	
建設検討 敷地規模・形状	約 2.5ha の敷地を有しているが、傾斜地を含み、統合後の児童生徒数や駐車場・運動場を想定した場合に狭小であると推定されます。
地形・造成条件	傾斜地が存在し、新たな建築計画にあたっては造成範囲の制約を受けるおそれがあります。
アクセス・通学動線	村の中心部に比較的近く、主要道路（村道）に接しています。
周辺環境	周辺には住宅地が点在し、生活環境としては良好です。近隣には、村役場が比較的近く、利便性も高い一方で、地域行事や放課後活動における駐車場の確保が課題です。
老朽化・再利用性	昭和 45 年竣工の校舎は老朽化が著しく、耐震補強や設備更新を重ねて利用されていますが、再利用は難しく、新築または全面建替えが前提となります。

(3) 須釜小学校

須釜小学校は村東部に位置し、敷地面積は比較的広いものの、周囲に農地や傾斜地を含むため、造成費用が大きくなります。また、西部地区からの通学距離が長く、交通面の負担が懸念されます。

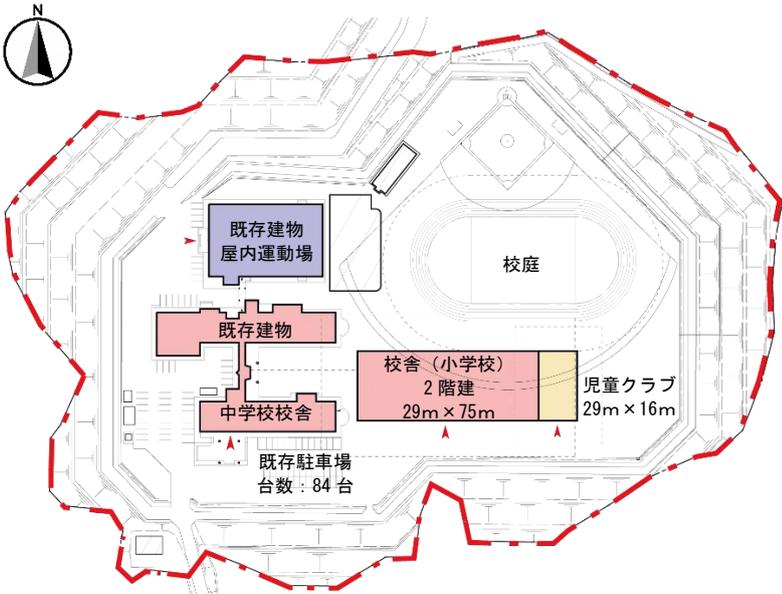
図 5-2-3 須釜小学校 敷地検討図

項目	内容
現況図及び 建設計画検討図	
建設検討 敷地規模・形状	約 3.5ha(給食センターを含む)の敷地を有し、やや広めだが、統合後の児童生徒数や駐車場・運動場を想定した場合に狭小であると推定されます。
地形・造成条件	全体的に平坦。
アクセス・通学動線	東部地区の中心に位置し、集落からの距離が近いが、村中心部からは離れた位置にあり、西部地区からの通学距離が長くなります。
周辺環境	周辺には農地が多く、自然環境に恵まれた静かな環境です。一方で、地域活動や交通利便性の面では課題があります。
老朽化・再利用性	改修・部分利用は可能だが、雨漏りなどが生じており、再整備が必要となります。

(4) 玉川中学校

玉川中学校は、大規模改修が実施済みで、建物の再利用が可能な施設です。敷地は平坦で、周辺道路も比較的整備されているが、通学路の一部が狭く、一方通行で対応している箇所があります。また小中一貫教育を行うには配置・動線計画に制約が見られ、校庭・駐車場の拡張余地が限られており、将来的な柔軟性に課題が残ります。

図 5-2-4 玉川中学校 敷地検討図

項目	内容
現況図及び 建設計画検討図	 <p>The site plan shows an irregularly shaped plot with a red dashed boundary. A north arrow is in the top left. Existing buildings include an indoor sports field (blue), a main building (red), and a middle school classroom building (red). A 2-story elementary school classroom building (red, 29m x 75m) and a children's club (yellow, 29m x 16m) are proposed. A schoolyard (schoolyard) is located to the right. An existing parking lot with 84 spaces is at the bottom. A baseball field is visible in the upper right.</p>
建設検討 敷地規模・形状	<p>約 4.5ha と 3 校の中では最も広く、校舎・屋内運動場・校庭がゆとりをもって配置されています。小学校統合を想定した場合、既存校舎や屋内運動場へのアクセスに不便が生じ、日常の教育活動に影響があります。</p>
地形・造成条件	<p>地形はほぼ平坦となっています。既存施設の配置が合理的であり、造成の追加費用は少なく済むと想定されます。</p>
アクセス・通学動線	<p>村の中央部に位置し、主要道路からのアクセスも良好です。ただし、通学路の一部が狭く、一方通行となるため、徒歩通学の安全性向上に配慮が必要です。</p>
周辺環境	<p>周辺は比較的静かな環境で、近隣には大規模な公共施設は少なく、騒音や交通混雑の影響を受けにくい立地です。</p>
老朽化・再利用性	<p>平成 25 年度に大規模改修を実施しており、構造的には良好です。屋内運動場は避難所指定されており、防災拠点機能を維持することが可能です。一方で、老朽化した空調設備の更新が必要です。また統合にあたっては、小学生のためのプールの増築が必要になります。</p>

(5) 比較結果の整理

表 5-2-5 既存学校敷地 比較結果一覧表

項目	玉川第一小学校	須釜小学校	玉川中学校
建設検討 敷地規模・形状	検討上、困難 敷地狭小 拡張困難	検討上、困難 比較的広いが 高低差有	検討上、可能 比較的広いが 配置計画に制約有
地形・造成条件	傾斜地を含み 造成費高	平坦だが、 傾斜地を含む	平坦で造成容易
アクセス・通学動線	中心部近く 周辺道路狭い	中心部から東寄り 通学距離が長い	中心部近く 周辺道路 一部一方通行
周辺環境	住宅地隣接 公共施設近接	農地に囲まれ 地域連携に課題	住宅地離隔
老朽化・再利用	築 50 年以上で 全面更新要	老朽化進行、 雨漏り修繕要	改修済 再利用可能
総合評価	△	△	○

◎：大変優れている ○：優れている △：課題が残る ×：支障がある

この比較の結果、玉川中学校は既存施設の再利用が可能で、一定の条件を満たしているものの、統合校として必要となる校舎規模や運動場・駐車場の確保、児童生徒の安全な動線確保などの点で 配置計画上の制約が大きいことが明らかとなりました。また、将来の拡張、地域施設との連携といった将来の教育環境づくりに不可欠な要素を十分に満たすことが困難であることも確認されました。

こうした課題を踏まえ、教育委員会および村政策調整会議での協議、保護者アンケートで寄せられた意見をもとに、より柔軟な配置計画が可能で、教育・福祉・文化拠点との連携を図りやすい「玉川村民グラウンド」と「こども園東側敷地」を新たな建設候補地として追加検討する必要性があると判断しました。

5.3 新候補地の概要

新たに加わった候補地「村民グラウンド」と「こども園東側敷地」について、その立地条件や周辺環境、現況等の概要を整理し、次章の比較検討に向けて基礎的な情報を整理します。

(1) 立地と周辺環境

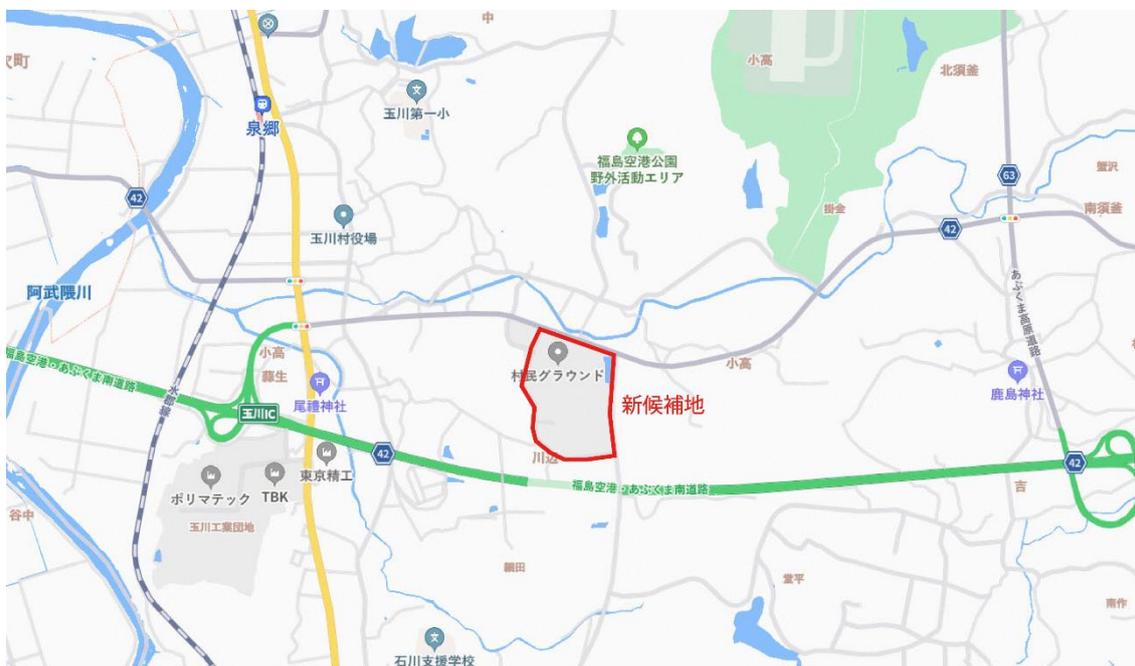


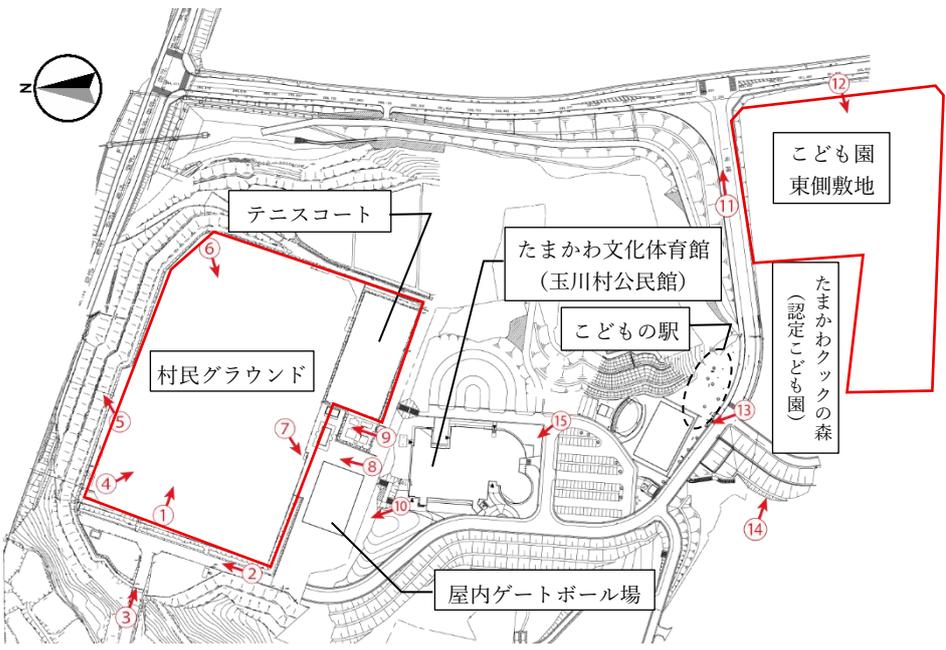
図 5-3-1 新候補地 位置図 (出典：Yahoo!マップ)

新候補地は玉川村の中心部に位置し、教育・文化・子育て機能が集積する地域に隣接しています。周辺には、たまかわ文化体育館（玉川村公民館）、クックドームたまかわ（屋内運動場）、屋内ゲートボール場、たまかわクックの森（認定こども園）、こどもの駅（小規模な公園施設）があり、地域活動や教育との連携に適した環境が整っています。また、村役場庁舎も約 1km の距離にあり、行政や防災との連携にも支障がありません。

交通面では、阿武隈高原道路の玉川 IC と福島空港 IC の中間に位置し、村内外からのアクセスにも優れています。敷地はおおむね平坦で、主要生活道路からの進入が容易であり、通学や送迎時の安全性にも配慮しやすい立地条件です。

(2) 敷地の現況と調査結果

表 5-3-2 新候補地 概要表

玉川村民グラウンド・こども園東側敷地			
所在地	玉川村大字小高字大谷地 88 番地		
航空写真			
現況配置図			
所在地	(村民グラウンド) 玉川村大字小高字大谷地地内 (こども園東側敷地) 玉川村大字川辺字金波地内	用途地域	指定なし
都市計画	都市計画区域内 指定なし	建蔽率	60% (県指定)
防火区域	指定なし	容積率	200% (県指定)
敷地面積	(村民グラウンド) 28,794 m ²	(こども園東敷地)	19,722 m ²

(出典：国土地理院地図)

新候補地周辺 現況写真



①村民グラウンド 西側



②周辺道路 南西側



③周辺道路 西側



④村民グラウンド 北西側



⑤村民グラウンド 北側斜面



⑥村民グラウンド 北東側



⑦屋内ゲートボール場 北東側



⑧屋内ゲートボール場 南東側



⑨上水道ポンプ場 南側



⑩村民グラウンド南西側駐車場



⑪周辺道路 北東側



⑫こども園東側敷地 東側



⑬クックドームたまかわ



⑭認定こども園
たまかわクックの森



⑮たまかわ文化体育館
(玉川村公民館)

5.4 玉川中学校と新候補地の比較検討

(1) 比較項目と検討方針

玉川中学校と新候補地との比較では、「老朽化・再利用性」を「地域連携性」へ変更し、新たに教育環境・防災・財政・将来性・環境性能の観点を追加し、より総合的な評価を行いました。

表 5-4-1 比較項目一覧表

比較項目	主な視点
① 建設検討 敷地規模・形状	対象敷地建設の検討、統合校を配置できる広さ・形状を有しているか
② 地形・造成条件	平坦性、排水状況、造成の難易度
③ アクセス・通学動線	通学距離、道路状況、交通安全性
④ 周辺環境	公共施設との距離、地域連携・利便性
⑤ 地域連携性	放課後活動における地域住民・団体との連携性、公共施設との連携性
⑥ 教育・運営環境	園小中連携、動線・ゾーニングの柔軟性、教育活動における快適性
⑦ 防災・地域貢献	避難所機能、地域行事や防災訓練等への活用可能性
⑧ 将来拡張性	児童生徒数変動や複合施設化への対応余地、段階的整備の可能性
⑨ 財政・持続性	初期建設費と長期維持費のバランス、村財政に対する持続可能性
⑩ 環境性能	再生可能エネルギー導入、省エネ・ZEB 対応、環境配慮設計の可能性

(2) 比較結果

比較結果の概要を表 5-4-2 に示します。

表 5-4-2 比較項目ごとの評価表

比較項目	玉川中学校	こども園東側敷地	村民グラウンド
① 建設検討 敷地規模・形状	比較的広い 配置・動線計画に制約	形状が不整形 施設に対して、敷地が狭小	平坦で一体的配置が可能
② 地形・造成条件	既存構造物有、造成容易	全体的に平坦 敷地拡張が必要	平坦で造成容易
③ アクセス 通学動線	村中央部、一部通学路一方 通行あり	中心部近接、スクールバス 運行にも適する	中心部近接、スクールバス運 行にも適する
④ 周辺環境	高台にあり住宅地と離隔、 静穏で教育活動に適する	住宅地と離隔、 静穏で教育活動に適する	住宅地と離隔 静穏で教育活動に適する
⑤ 地域連携性	放課後活動と課題有り 公共施設との連携が困難	放課後活動と地域連携容易 公共施設との連携が困難	放課後活動と地域連携容易 公共施設との連携が困難
⑥ 教育・運営環境	動線やゾーニングに制約有	文教エリアとして地域活動 を想定した配置が可能	文教エリアとして地域活動 を想定した配置が可能
⑦ 防災・地域貢献	避難所指定済だが単独機能	公共施設との連携により防 災拠点形成が容易	公共施設との連携により防 災拠点形成が容易
⑧ 将来拡張性	増築が困難、運動場不足	計画のために造成要	残地活用・段階的整備が可能
⑨ 財政・持続性	改修により初期費用抑制が 可能だが維持費は高い	敷地拡張のための造成費が 見込まれる	新築費は高いが長期的な運 用効率に優れる
⑩ 環境性能	既存構造のため ZEB 化へ の可能性の検討が必要	再エネ導入や ZEB 化設計 が可能で脱炭素に対応	再エネ導入や ZEB 化設計が 可能で脱炭素に対応

(3) 比較の整理

玉川中学校は、静穏な環境を有し教育活動に適した立地である一方、統合校として必要となる校舎規模や運動場・駐車場の確保、合理的な校内動線の確保といった配置計画上の制約が大きく、地域施設との連携や防災機能の強化にも限界があります。

こども園東側敷地についても、敷地規模が限られ、地形・造成条件の面で整備内容に制約が生じることが確認されました。

一方、村民グラウンドは、平坦で広大な敷地を有し、教育・福祉・文化・防災機能を包括的に整備できるポテンシャルがあります。また、公共施設群と近接しており、教育・地域の両面で相乗効果が期待されます。

表 5-4-3 総合評価一覧表

観点	玉川中学校	こども園東側敷地	村民グラウンド
①建設検討 敷地規模・形状	○	△	◎
②地形・造成条件	○	△	○
③通学・アクセス	△	◎	◎
④周辺環境	◎	◎	◎
⑤地域連携性	△	◎	◎
⑥教育・運営環境	△	◎	◎
⑦防災・地域連携	○	◎	◎
⑧将来拡張性	△	△	◎
⑨財政・持続性	◎	△	○
⑩環境性能	△	◎	◎
総合評価	△	△	◎

◎：大変優れている ○：優れている △：課題が残る ×：支障がある

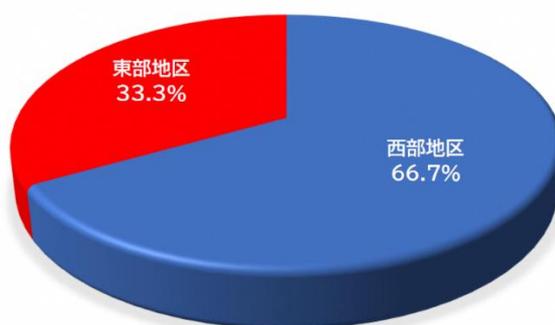
5.5 保護者アンケートの実施

本村では、学校再編に関する検討を進めるにあたり、保護者の意向や教育環境に対する考え方を把握することを目的として、令和7年9月1日から19日にかけてアンケート調査を実施しました。調査は、小・中学校に在籍する児童生徒の保護者、こども園に通園する幼児の保護者、未就学児の保護者を対象に行い、対象542世帯のうち247世帯から回答があり、回答率は45.6%となりました。

本節では、統合の方向性や建設候補地の検討に関連する主な回答傾向について概要を整理し、学校再編の検討に資する基礎資料として示すものです。各問の詳細な集計結果については次項に記載のとおりです。

(1) 居住地区について（問1）

回答者の居住地区は、西部地区が約3分の2を占め、東部地区が約3分の1となりました。地域差を踏まえた意向把握に重要な設問となっています。



※西部地区…川辺・蒜生・小高・中・岩法寺・竜崎
東部地区…南須釜・北須釜・吉・山小屋・四辻新田

図 5-5-1 居住地区について（出典：玉川村教育委員会資料）

(2) 回答者の立場について（問2）

小学校・中学校保護者、こども園保護者、未就園児保護者の順で回答が多く、特に小学校保護者の回答率が高く（52.0%）、統合による影響が最も大きい層の関心が高いことが確認されました。

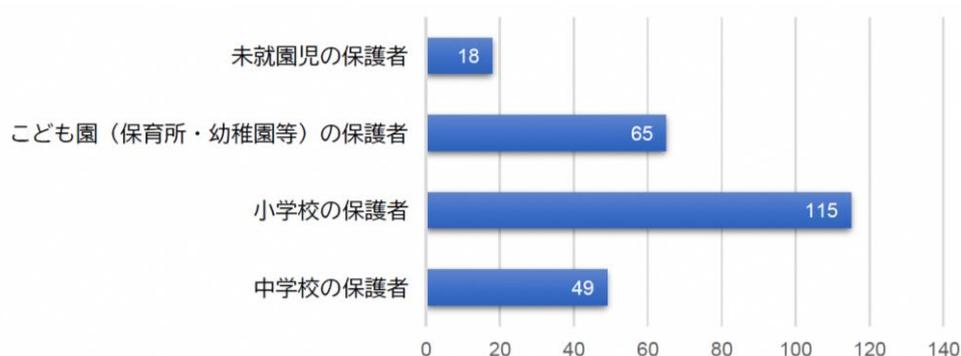


図 5-5-2 回答者の立場について（出典：玉川村教育委員会資料）

(3) 小学校再編（統合）に対する考え方（問3）

統合については、「行うべきである」「やむを得ない」との回答が約8割を占め、肯定的な意見が多数となりました。一方で、「統合は行うべきではない」との意見も一定数あり、慎重な配慮が必要であることが示されています。

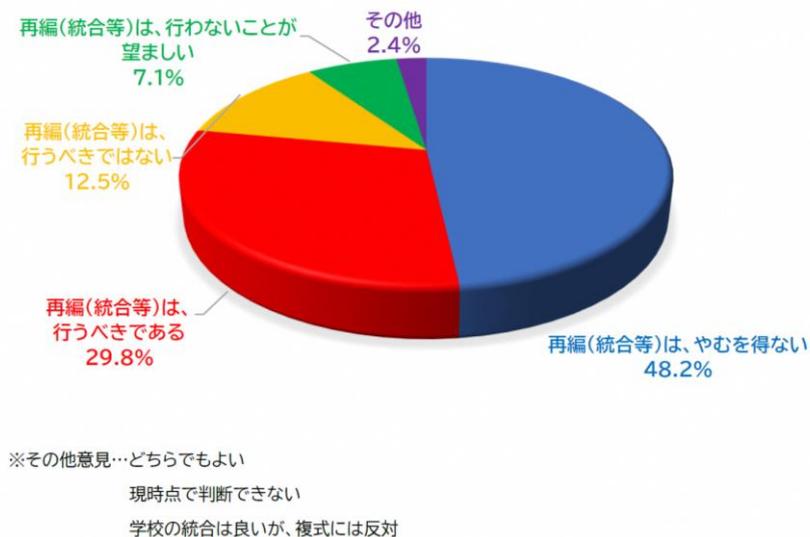


図 5-5-3 小学校再編（統合）に対する考え方（出典：玉川村教育委員会資料）

(4) 統合に対する理由（自由記述）（問4）

肯定的意見では、児童数減少への対応、教育環境の維持、教員配置の適正化、老朽化した学校施設の更新などが多く挙げられました。否定的意見では、少人数教育の利点の維持、学校規模変化による不安、通学距離の増加が主な懸念として示されています。

(5) 統合候補地に対する考え（問5）

統合候補地としては、「村民グラウンド敷地」が最も多く、次いで「玉川第一小学校敷地」と続きました。自由記述では、教育施設の集約、周辺公共施設との連携、交通アクセスの良さを評価する意見がみられました。

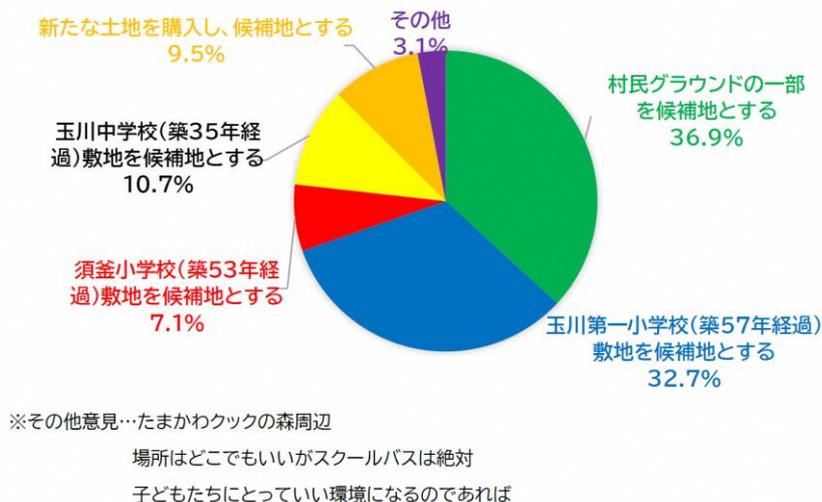


図 5-5-4 統合候補地に対する考え（出典：玉川村教育委員会資料）

(6) 統合時に整備すべき施設 (問 6)

放課後児童クラブ、中学校との併設施設、駐車場の整備などが優先的に選択されました。児童の居場所確保、利便性の向上、送迎環境の改善を求める傾向が明確に表れています。

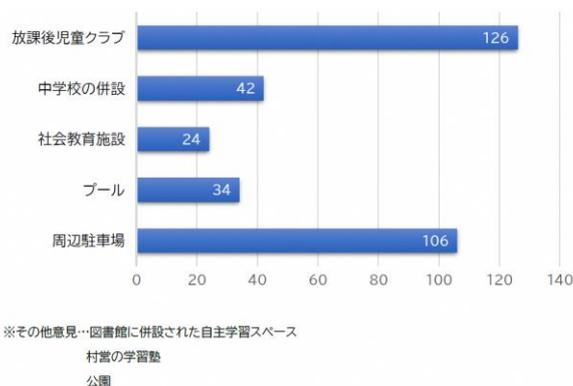


図 5-5-5 統合時に整備すべき施設 (出典：玉川村教育委員会資料)

(7) 統合時に優先すべき条件 (問 7)

通学路の安全確保、スクールバス運行、小中・こども園との連携など、安全性と連続した学習環境への期待が強く示されました。

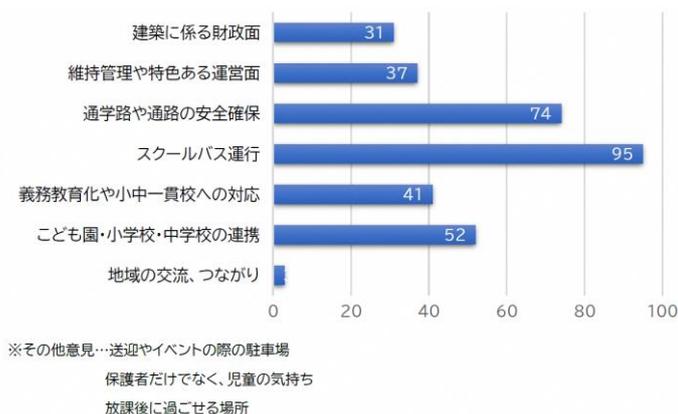


図 5-5-6 統合時に優先すべき条件 (出典：玉川村教育委員会資料)

(8) 統廃合に際しての不安・配慮すべき点 (問 8)

最も多かった意見は、学習環境の変化への不安、生活リズムの変化、通学距離や通学経路の安全確保でした。統合に伴う環境変化への丁寧な支援が求められています。

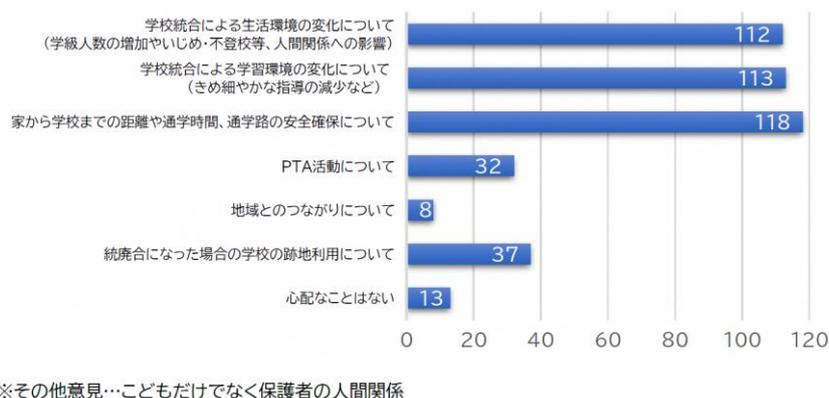


図 5-5-7 統廃合に際しての不安・配慮すべき点 (出典：玉川村教育委員会資料)

(9) その他の自由記述（問9）

学校規模の適正化、地域との関わりの在り方、学校運営への参画機会など、多様な意見が寄せられました。統合に賛成・反対双方の立場から、地域の将来や子どもの成長を踏まえた建設的な意見が多くみられました。

(10) 本節のまとめ

本アンケート調査により、保護者の多くが児童生徒数の減少や複式学級化に対する懸念を抱いており、適切な教育環境を維持するための小学校統合に一定の理解を示していることが確認されました。また、統合候補地に対する意向や、整備すべき施設・重視する条件などについても、今後の統合方針や施設計画を検討するうえで有益な意見が得られました。

これらの結果は、整備候補地の検討、教育環境の質向上に向けた取り組みの方向性を定める際の基礎資料として活用します。

5.6 建設地選定の結論

以上の比較検討の結果、**村民グラウンド**が新たな統合校建設地として望ましいと考えられます。主な理由は、以下の通りです。

- ・村の中心に位置し、通学距離の公平性が確保できること、
- ・既存の公民館・文化体育館等と連携可能であること、
- ・安全で平坦な地形を有し、防災拠点としての機能が期待できること、
- ・将来的な拡張性や維持管理面での優位性が見込まれること、

第6章 新統合校舎整備の方針

6.1 建築計画の基本方針

(1) 配置計画

- ・ 西側からのアプローチとなるグラウンドの村民利用や学校の独立性を考慮し、小中学校校舎・多目的ホール・児童クラブ及び学校用のグラウンドを敷地の東側に集約して配置します。
- ・ 校舎はグラウンドの広さや形状、使いやすさ等を考慮した南北軸の配置とし、中学校エリアを北側、小学校エリアを南側として、中央の共用エリアから各々へアクセスする明快でわかりやすい構成します。
- ・ 多目的ホールと児童クラブは、校舎の南側2階に配置し、1階部分をピロティ式駐車場とすることで限られた敷地のスペースを有効活用します。
- ・ スクールバスのロータリー及び乗降場所を西側のアプローチ道路側に配置し、児童生徒の校舎へのアクセス動線となる歩道を整備します。
- ・ 東側ピロティ駐車場への車両の動線は敷地南側に確保し、歩車道を明確に分離して児童生徒の安全性に配慮します。

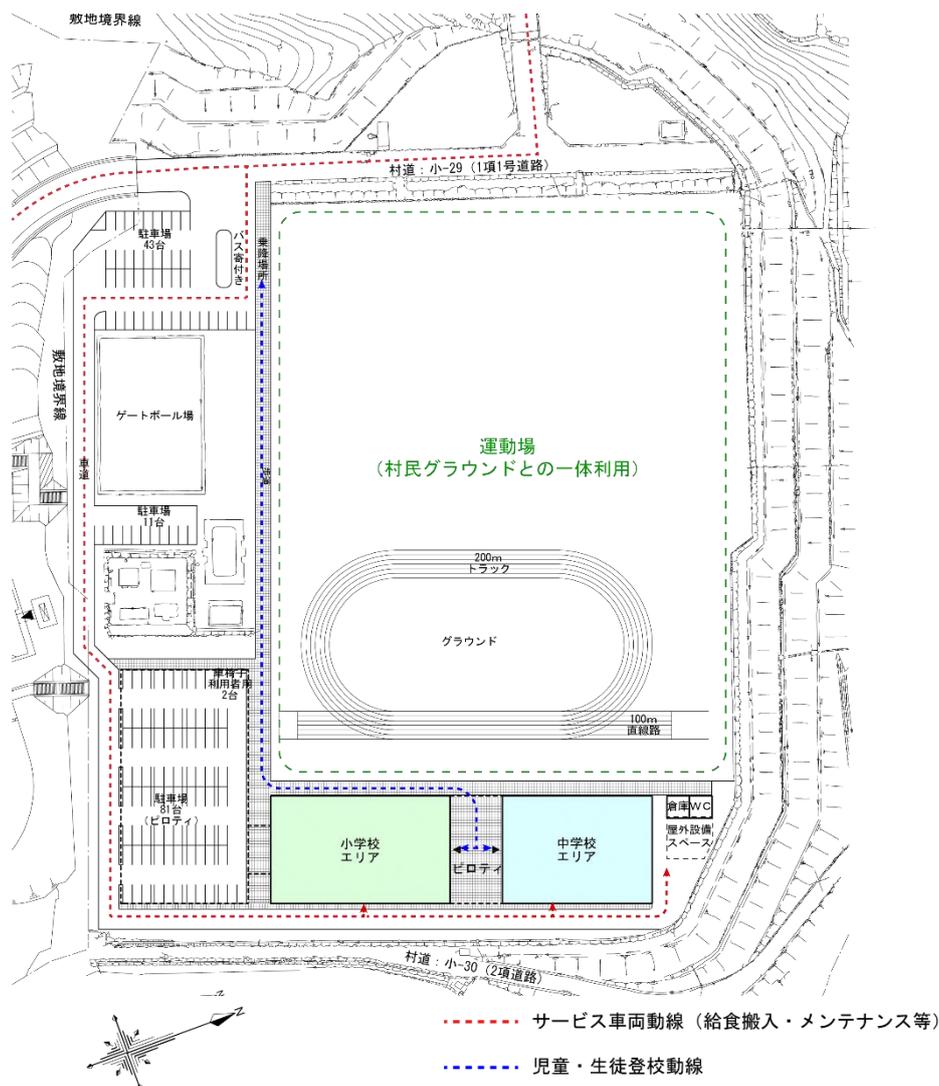


図 6-1-1 配置計画の考え方

(2) 平面計画

管理ブロック

- ・ 1階の西側に集約して配置し、管理・運営のしやすさに配慮します。
- ・ 職員室や校長室は、児童生徒の登下校の様子やグラウンドが見渡せる位置として、防犯・セキュリティに配慮します。
- ・ 小中学校各々の職員室は、行き来がしやすい至近の位置に配置して相互の連携に配慮します。

普通教室ブロック

- ・ 全ての普通教室を日当たりや眺望の良い2、3階の東向きに配置し、快適性に配慮します。
- ・ 中学校エリアでは普通教室や多目的室の間にラウンジを設け、団らんや休息、自習や個別学習等、生徒同士のコミュニケーションや様々な学習ニーズに対応するスペースとして設定します。

特別支援教室ブロック

- ・ 日当たりや眺望の良い1階の東側に配置します。
- ・ 昇降口や職員室から至近の位置として、アクセス性や児童生徒の交流、職員の管理のしやすさに配慮します。

特別教室ブロック

- ・ 2、3階の西側を主とした配置とし、普通教室ブロックとの混在を避けたまとまりのあるゾーンを形成します。
- ・ 各特別教室には教科ギャラリーを付属させ、教科に関連した教材・情報等の展示やミーティング・ディスカッション等ができるスペースとして設定します。

メディアセンター

- ・ 小中学校共用の図書室やメディアラウンジを小中エリア双方からアクセスしやすい校舎の中央2階に配置します。
- ・ 小中エリア各々の交流ホールと隣接させ連続した一体的な利用も可能な構成とし、児童生徒の交流を促進します。
- ・ 児童生徒の快適な居場所となるよう、2層吹抜けの明るく開放的な空間として整備します。

コアブロック

- ・ 階段やエレベーター、トイレ等のコアブロック（不変ゾーン）を校舎の中央エリアに集約して配置し、東西側の教室・管理ブロック（可変ゾーン）の将来的な間仕切り変更や室の用途変更が容易に行える構成します。

多目的ホール・児童クラブエリア

- ・ 校舎の南側に独立した棟で配置し、災害時の地域住民での利用や、教室エリアへの騒音・振動等の影響防止に配慮します。

屋外運動場・グラウンド

- ・ 屋外運動場は、既存の村民グラウンドを小学校・中学校が体育授業等で利用する方針とし、学校と地域が共同利用する運動環境とします。
- ・ 広い運動スペースを安定的に活用できる利点を活かし、学校活動と地域スポーツ活動が安全に両立できるよう、時間帯・動線・管理体制を整理します。

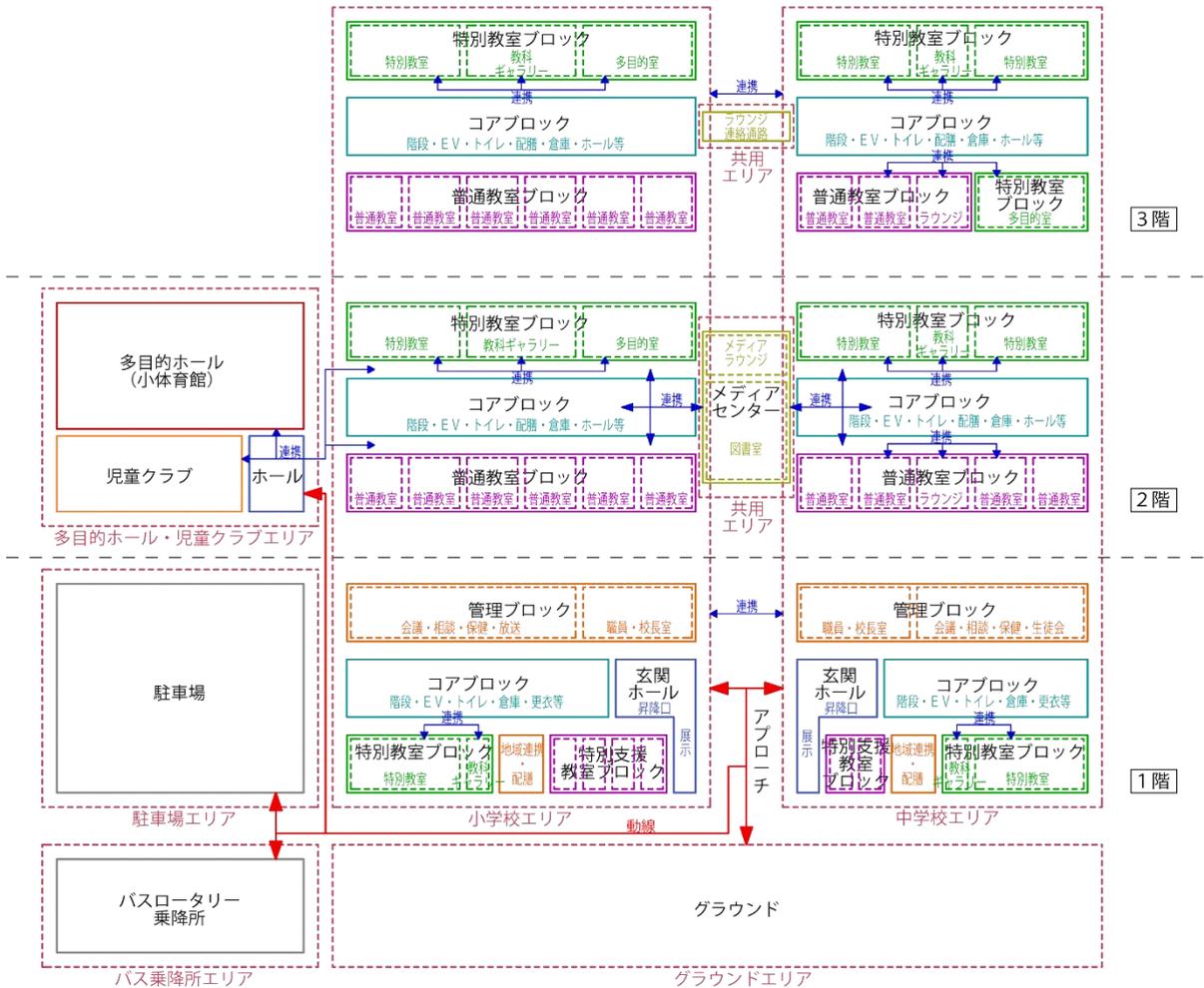


図 6-1-2 機能図

(3) 断面計画

- ・ 各階の階高及び天井高は、経済性や天井内設備の点検・更新等に配慮し、階高を 3.8 m、教室の天井高を 2.7m、廊下の天井高を 2.5mで想定します。
- ・ 2層吹抜けとなるメディアセンターの天井高は、6.5mで想定します。
- ・ 給排水設備が必要となるトイレや特別教室は、極力各階同一の位置に配置し、配管を集約してメンテナンスや更新、漏水リスクやコストの低減等に配慮します。

〈建築計画の主なポイント〉

- エリアのゾーニング
 - ・ 小学校エリアと中学校エリアを活動に応じてゾーン分けし、騒音・動線を考慮した配置とします。
 - ・ 図書室などの共用部は小中学校の各々が使いやすい中間領域に整備し、小中連携の実施を容易にします。
 - ・ 低学年児童の利用を考慮し、トイレは教室に近接させ、短い移動で利用できる計画とします。

- 見通しと安全性を確保した動線
 - ・ 廊下やメイン動線は見通しを確保し、死角を作らない計画とします。
 - ・ 階段は複数配置し、避難時の安全確保と混雑緩和を図ります。
 - ・ 校門・駐車場・昇降口は監視しやすい位置とし、防犯性を高めます。

- バリアフリーとユニバーサルデザイン
 - ・ 敷地および校舎内部は段差を極力排除し、スロープ・手すり・誘導ブロック等を適切に配置します。
 - ・ 多層階には車椅子対応エレベーターを必ず設置し、特別支援教育も踏まえた誰もが使いやすい施設とします。
 - ・ トイレ・水まわり・共用スペースは、バリアフリー基準に沿って計画します。

- ICT 教育に対応した教室構成
 - ・ ICT 機器（電子黒板、充電ステーション、端末収納）は建築的に組み込み、安全で効率的な利用環境とします。
 - ・ 廊下・共用空間は探究学習や協働学習の場として活用できるよう計画します。

- 温かみを感じる学習空間デザイン
 - ・ 児童生徒が長時間過ごす空間には、木質仕上げを適度に用いて心理的な安心感を確保します。
 - ・ 自然光を取り込む開口配置とし、明るく落ち着いた学習環境を整備します。

- 地域利用施設との調和
 - ・ 体育館・運動場など地域利用する可能性のある施設は、地域用動線と学校用動線を分離し、安全性と運用性を両立します。
 - ・ 周辺公共施設（文化体育館、クックドーム、こども園等）との連携や歩行動線の連続性を検討します。

6.2 計画施設の機能と規模

表 6-3-1 小学校エリア 諸室一覧表

エリア名	諸室名	室数	面積	備考	
小学校エリア	普通教室ブロック				
	普通教室	12 室	768.00 m ²	1 室=64 m ² 想定	
	特別支援教室	4 室	128.00 m ²	1 室=32 m ² 想定	
	特別教室ブロック				
	音楽室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	家庭科室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	理科室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	図工室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	多目的室	2 室	128.00 m ²	1 室=64 m ² 想定	
	教科ギャラリー	3 室	160.00 m ²	各階設置 1 室=適宜	
	管理ブロック				
	職員室	1 室	96.00 m ²		
	校長室	1 室	32.00 m ²		
	保健室	1 室	64.00 m ²		
	会議室	2 室	128.00 m ²	1 室=64 m ² 想定	
	放送室	1 室	32.00 m ²		
	相談室	1 室	32.00 m ²		
	印刷室	1 室	25.00 m ²		
	配膳室	3 室	75.00 m ²	各階設置	
	倉庫	3 室	64.00 m ²	各階設置 1 室=適宜	
	職員更衣室	2 室	46.40 m ²	1 室=23.2 m ² 想定	
	教材庫	2 室	64.00 m ²	1 室=32 m ² 想定	
	コアブロック・その他				
	交流ホール	2 室	96.00 m ²	1 室=48 m ²	
	地域連携スペース	1 室	32.00 m ²		
	展示コーナー	1 室	16.00 m ²		
	エレベーター		適宜	各階設置	
	階段		適宜	各階設置	
	昇降口・玄関		適宜		
	WC・多目的 WC		適宜	各階設置	
光庭		適宜			
小学校エリア合計			3,930.00 m ²		

表 6-3-2 中学校エリア 諸室一覧表

エリア名	諸室名	室数	面積	備考	
中学校エリア	普通教室ブロック				
	普通教室	6 室	384.00 m ²	1 室=64 m ² 想定	
	特別支援教室	2 室	64.00 m ²	1 室=32 m ² 想定	
	ラウンジ	2 室	88.00 m ²	1 室=44 m ² 想定	
	特別教室ブロック				
	音楽室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	家庭科室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	理科室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	木工室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	美術室	1 室	128.00 m ²	準備室含む	
	多目的室	2 室	128.00 m ²	1 室=64 m ²	
	教科ギャラリー	3 室	96.00 m ²	各階設置 1 室=適宜	
	管理ブロック				
	職員室	1 室	96.00 m ²		
	校長室	1 室	32.00 m ²		
	保健室	1 室	64.00 m ²		
	生徒会室	1 室	64.00 m ²		
	会議室	1 室	32.00 m ²		
	相談室	1 室	32.00 m ²		
	印刷室	1 室	15.00 m ²		
	配膳室	3 室	75.00 m ²	各階設置	
	倉庫	1 室	32.00 m ²		
	職員更衣室	2 室	26.40 m ²	1 室=適宜	
	教材庫	2 室	32.00 m ²	1 室=16 m ² 想定	
	コアブロック・その他				
	交流ホール	2 室	96.00 m ²	1 室=48 m ² 想定	
	地域連携スペース	1 室	32.00 m ²		
	展示コーナー	1 室	16.00 m ²		
	エレベーター		適宜	各階設置	
階段		適宜	各階設置		
昇降口・玄関		適宜			
WC・多目的 WC		適宜	各階設置		
光庭		適宜			
中学校エリア合計			3,290.00 m ²		

表 6-3-3 共用部・多目的ホール・児童クラブ・屋外施設エリア 諸室一覧表

エリア名	諸室名	室数	面積	備考
共用エリア	メディアセンター	1 室	294.00 m ²	読書テラスを設置する事
	メディアラウンジ			
	図書室			
	ホール(体育館前)	1 室	89.25 m ²	
	備蓄倉庫	1 室	89.25 m ²	ホール(体育館前)に隣接する事
	廊下		適宜	
共用エリア 合計			606.50 m ²	
小体育館 (多目的ホール) エリア	小体育館 (多目的ホール)	1 室	1,428.00 m ²	
小体育館 (多目的ホール) エリア 合計			1,428.00 m ²	
児童クラブ エリア	放課後児童クラブ		535.50 m ²	
児童クラブエリア 合計			535.50 m ²	
屋外施設 エリア	グラウンド			村民グラウンドと兼用とする。
	駐車場	一般駐車場	81 台	ピロティとする。
		思いやり駐車場	2 台	
	駐輪場		適宜	
	バスロータリー		適宜	
	屋外倉庫		適宜	
	屋外WC		適宜	

表 6-3-4 エリア 面積一覧表

エリア名	面積	備考
小学校エリア	3,930.00 m ²	
中学校エリア	3,290.00 m ²	
共用部エリア	606.50 m ²	
小体育館 (多目的ホール) エリア	1,428.00 m ²	
児童クラブエリア	535.50 m ²	
合計	9,790.00 m ²	

6.3 構造計画の基本方針

統合校は避難所や防災拠点としての役割を担うため、建物の安全性と継続使用性を重視した構造計画とします。

〈構造計画の基本方針〉

主要構造はRC造を基本とする

表 6-5 構造別 比較検討表

項目	RC造(鉄筋コンクリート造)	鉄骨造	木造
耐震性	◎	○	△
耐火性	◎	○	△
耐久性	◎	○	△
維持管理	○	○	△
初期コスト	△	○	○
長期コスト	○	○	△
総合評価	◎	○	△

- ・ 表の結果より、耐震性・耐火性・耐久性に優れ、長期利用が可能な **RC造**を基本とします。
- ・ 敷地の地盤条件を踏まえた基礎を検討し、不同沈下の抑制を図ります。
- ・ 耐震安全性の目標については、以下の通りとします。
構造体：Ⅱ類以上 建築非構造部材：A類 建築設備：乙類以上

体育館は避難所として構造性能を強化

- ・ 大地震後も使用できる水準の構造性能を確保します。
- ・ 荷重条件は災害時の備蓄物資・避難者人数等を見込み、通常より高めの安全係数で設定します。
- ・ 天井は吊り天井にせず、落下リスクの少ない構成とします。

将来の用途変更・増築に対応

- ・ 柱スパンやモジュールを教育施設として適切に設定し、教室の増減や用途転用が行いやすい構造とします。
- ・ 設備シャフトを分散配置し、更新時の工事範囲を最小化します。

地域気候（積雪・強風）への対応

- ・ 積雪荷重・凍害を考慮した屋根形状・外装計画とし、耐久性を確保します。
- ・ 豪雨時の雨水排水計画も適切に行い、水害リスクを低減します。

6.4 設備計画の基本方針

教育活動の高度化、安全性・衛生環境の確保、防災力の強化、省エネ性をバランス良く満たす設備計画とします。

〈設備計画の基本方針〉

空調・換気計画

- ・ 空調方式（個別分散方式・中央方式）を検討し、教室環境の快適性を確保します。
- ・ CO₂濃度管理や外気量制御が可能な換気設備とし、感染症対策にも寄与します。
- ・ 空調機の配置・騒音対策に配慮します。

ICT 教育を支える設備

- ・ 全館無線 LAN に対応できる通信設備を整備します。
- ・ 電子黒板や大型提示装置など、教室の用途に応じた ICT 機器を標準整備します。

安全・防災設備

- ・ 防犯カメラ、入退管理、セキュリティゲート等を整備し、不審者対策を強化します。
- ・ 停電時にも照明・放送設備が使用できるよう蓄電池の設置を検討します。
- ・ 火災警報設備、誘導灯、非常放送などは最新基準で整備します。

省エネ・再生可能エネルギー

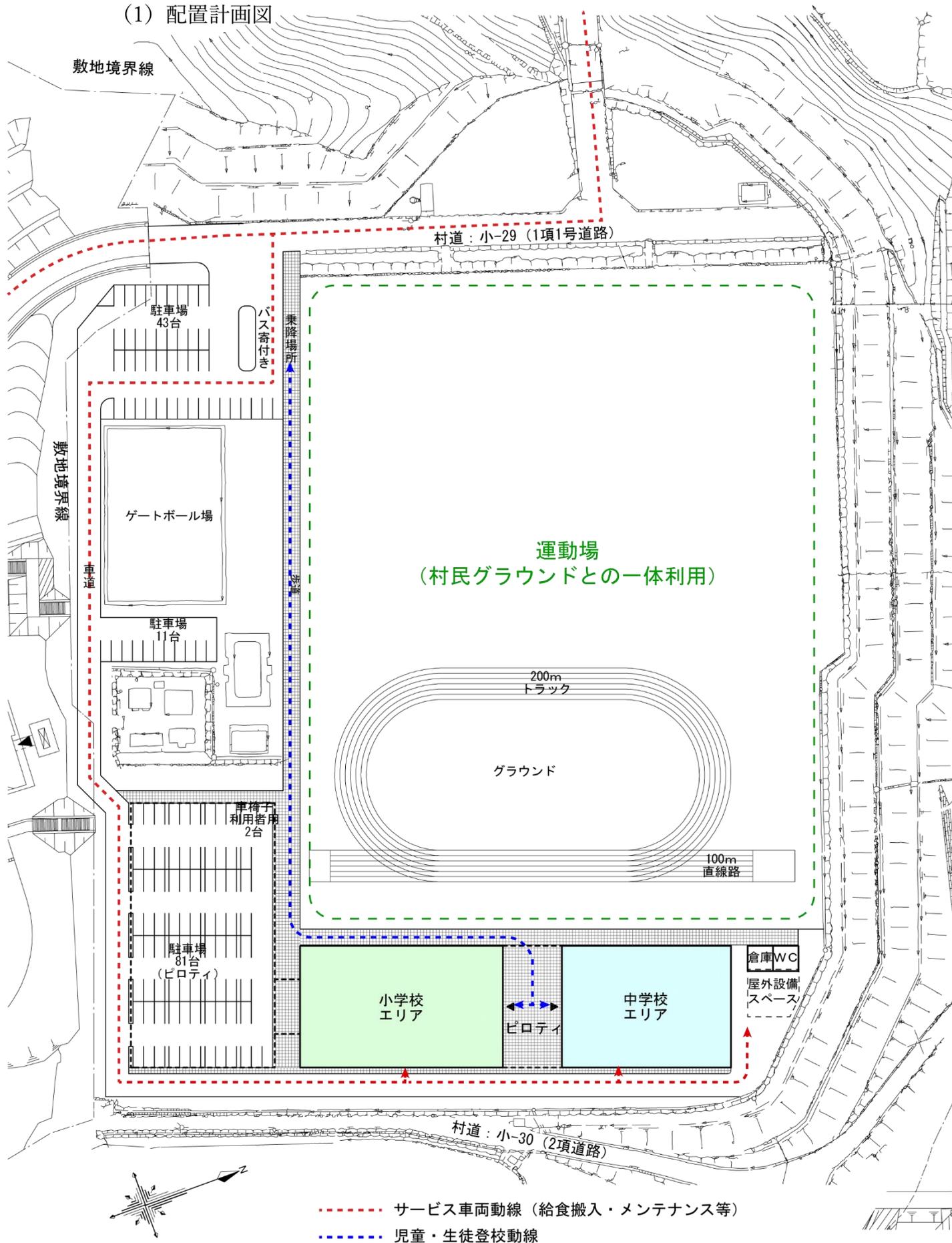
- ・ 太陽光発電や蓄電池の導入可能性を検討し、平常時の省エネと非常時の電源確保を両立します。
- ・ BEMS を活用したエネルギー管理の導入を検討し、光熱費の削減に加えて、エネルギー使用量の可視化を通じて児童生徒の環境教育に活かします。
- ・ ZEB 化の可能性を検討し、エネルギー収支の最適化と環境性能の向上を図ります。

衛生・水まわり設備

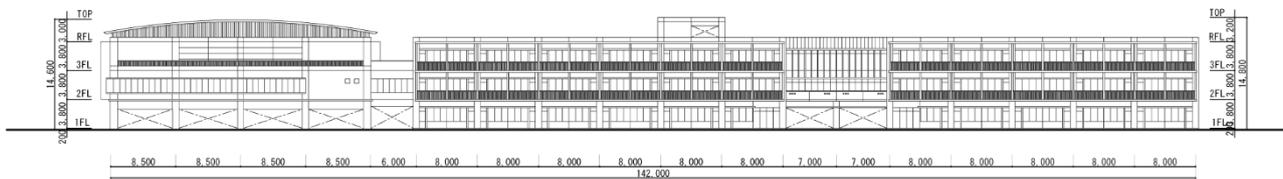
- ・ トイレは洋式化・バリアフリー化を標準とし、清掃性に優れた材料を採用します。
- ・ 自動水栓などの非接触設備を導入することで、衛生性を高めるとともに、児童生徒が安心して利用できる感染症対策に配慮した衛生環境を整えます。
- ・ 給排水設備は維持管理しやすい系統とし、点検ルートを明確にします。

6.5 施設計画図および敷地条件

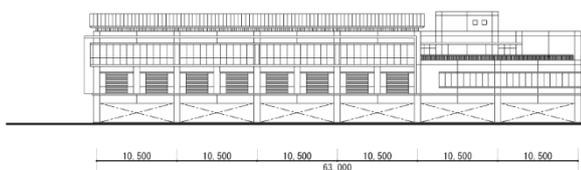
(1) 配置計画図



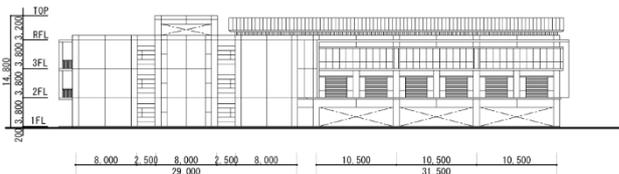
(3) 立面計画図・断面計画図



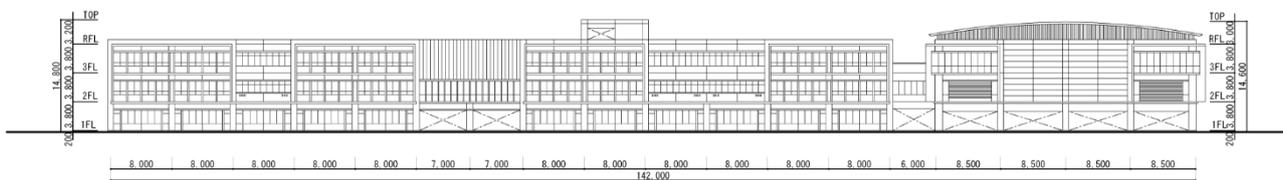
東側立面図 Sc=1/1000



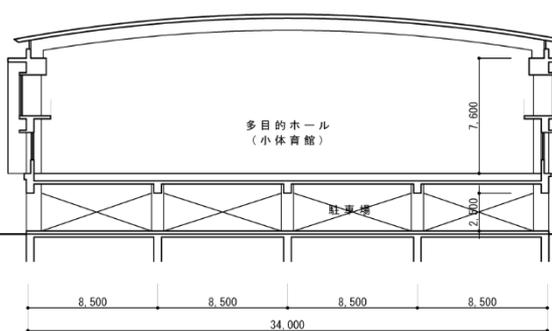
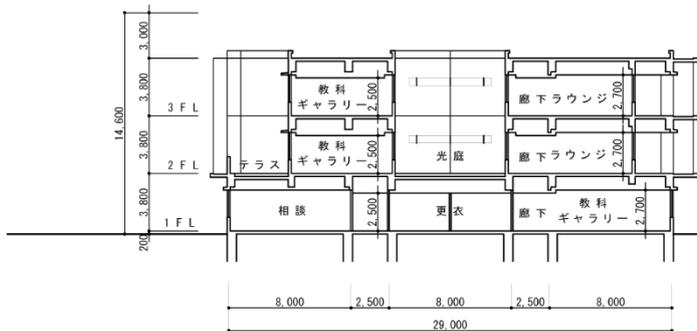
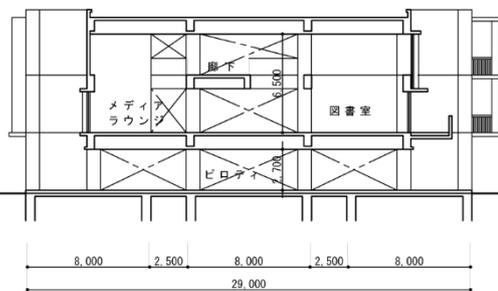
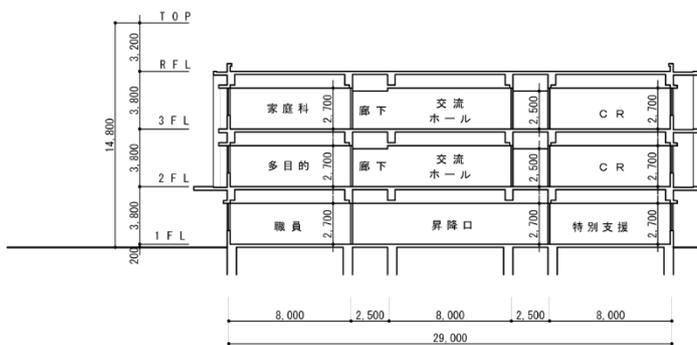
南側立面図 Sc=1/1000



北側立面図 Sc=1/1000



西側立面図 Sc=1/1000



断面計画図 Sc=1/500

(4) 敷地条件

項目	内容
所在地	玉川村大字小高字大谷地地内
敷地面積	約 9,500 m ² (開発想定面積)
用途地域	指定無し
都市計画区域	都市計画区域内 区域区分非設定
地域地区	宅地造成等工事規制区域、福島県景観計画区域
防火地域	指定なし (法 22 条区域：指定なし)
建蔽率/容積率	60% / 200%
前面道路	(西面)種別:42 条 1 項 1 号道路 路線名:小-29 幅員:4.0m 以上 (東面)種別:42 条 2 項道路 路線名:小-30 幅員:2.5~4.0m
道路斜線制限	1.25 (適用距離 20m)
隣地斜線制限	20m + 1.25
日影規制	規制対象外
ハザードマップ	規制対象外区域
上水道	公道より引込み
下水道	浄化槽
電力	公道より引込み

第7章 概算工事費

エリアごとの概算工事費

統合する校舎のエリアごとの建築に係る概算工事費は、1㎡あたりの単価を※50万円として見込んだ場合は次のとおりとなります。ただし、近年の建築資材及び人件費等の高騰により建築単価が年々上昇していることから、これ以上の整備費用となることも想定されます。また、面積については、小学校中学校それぞれの必要面積を算出しており、義務教育学校とした場合には、全体的に縮小される見込みです。

エリア名	面積	概算費用
小学校エリア	3,930 ㎡	1,965,000,000 円
中学校エリア	3,290 ㎡	1,645,000,000 円
共用エリア	606.5 ㎡	303,250,000 円
小体育館エリア	1,428 ㎡	714,000,000 円
児童クラブエリア	535.5 ㎡	267,750,000 円
合計	9,790 ㎡	4,895,000,000 円

※過去の学校建築に係る平均単価であり、今後、物価高騰の影響が見込まれる。

第8章 事業工程について

玉川村統合校 事業工程表

内容	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
基本構想	■						
基本設計 開発事前協議		■					
開発行為手続き			■				
用地測量 造成設計		■	■				
造成工事 実施設計			■	■			
建築工事				■	■	■	
統合校機能移転						■	
解体設計 解体工事					■	■	

第9章 現学校施設・跡地の利活用検討

9.1 基本方針と活用の方向性

小中学校の統合により、今後使用を終える校舎や屋内運動場、校庭などについては、地域の大切な資産として、できる限り有効に活用し、次の観点から総合的に検討を行います。

- ・ 地域の暮らしに役立つか（公共性・地域貢献）
- ・ 維持費や収入の見通しが立つか（経済性・持続性）
- ・ 建物や設備が安全で安心して使えるか（安全・衛生・環境）
- ・ 災害時に役立つ施設になりうるか（防災・レジリエンス）

また参考として他市町村・全国の統合後の学校の活用事例を下記に示します。

○公共・交流・学び拠点



図 9-1-1 公共・交流・学び拠点 事例 参考写真

（出典：GOOD DESIGN AWARD HP より）

想 定：図書・学習室、学童・子育て支援、地域活動の複合化。

参考事例：福島県石川町の旧石川小学校は、現在、「文教福祉複合施設モトガッコ」として活用され、老朽化した校舎を解体せず、減築と耐震補強を施して、図書館・児童の遊び場などを一体化し、地域住民や子ども、高齢者が日常的に集う交流拠点として再生した文教福祉複合施設です。

○福祉・農福連携



図 9-1-2 福祉・農福連携 事例 参考写真

（出典：文部科学省 廃校活用事例集より）

想 定：就労支援や通いの場の整備、農業との連携。

参考事例：福島県三春町の旧沢石小学校は、現在「社会福祉法人共生福祉会 沢石事業所」として運営され、障がい者就労支援と農業生産を融合し、地域農家・住民・自治体が協働し、地域福祉と雇用を支える仕組みを構築しています。

○産業連携・雇用創出（企業誘致・工場等）



図 9-1-3 産業連携・雇用創出（企業誘致・工場等） 事例 参考写真

（出典：文部科学省 廃校活用事例集より）

想 定：軽作業・検査・研究・加工など小規模事業の拠点化。

参考事例：大分県国東市 旧武蔵西小学校は非破壊検査機器の開発・製造を行う

「(株)KJTD 国東事業所」として活用されています。建物は事業者負担で約5,500万円をかけて改修し、教室を検査場や事務室に再生。旧グラウンドを新工場用地とした段階的拡張を計画し、住民説明会を重ねて合意形成を図っています。

○観光・交流人口拡大（滞在・体験）



図 9-1-4 観光・交流人口拡大（滞在・体験） 事例 参考写真

（出典：文部科学省 廃校活用事例集より）

想 定：合宿・体験学習、宿泊・飲食・物販等との複合化。

参考事例：千葉県鋸南町の旧保田小学校は、「都市交流施設・道の駅保田小学校」として再生。ホテル・レストランや、地域特産品の販売を組み合わせ、観光と地域交流を一体化した複合施設となっています。長野県飯綱町の旧三水第二小学校および旧牟礼西小学校は、現在「いいづなコネクト EAST/WEST」として整備されています。宿泊、創業支援、自然体験、ワーケーションの複合施設で、地域内外の人材交流・移住促進に寄与しています。

○教育・研究



図 9-1-5 教育・研究 事例 参考写真

(出典：文部科学省 廃校活用事例集より)

想 定：大学・研究機関や文化芸術の拠点化。

参考事例：石川県珠洲市 旧小泊小学校大学の教育・研究拠点「**金沢大学能登学舎**」として活用されています。環境を活かした学外教育の場として整備され、地域との共同研究やフィールドワーク拠点として利活用されています。

○テクノロジー実証



図 9-1-6 テクノロジー実証 事例 参考写真

(出典：文部科学省 廃校活用事例集より)

想 定：ロボット・ドローン等の実証フィールド。

参考事例：神奈川県 旧新磯高等学校は、産学官連携によるロボット開発の「**さがみロボット産業特区プレ実証フィールド**」として利活用されています。屋内運動場やグラウンドを改修し、災害対応や自動運転等の技術検証を実施しており、山梨県身延町 旧中富中学校では、「**サイトテック(株)本社・技術研究所**」としてドローン開発・研究の拠点化が進み、地元企業や大学との協働による新産業創出に寄与しています。

9.2 検討の進め方

廃校となった施設の跡地活用については、全国的に多様な取組が見られます。その検討の進め方は地域や施設の状況により異なりますが、一般的には、下図のように段階的に整理・検討を行うことが多いとされています。

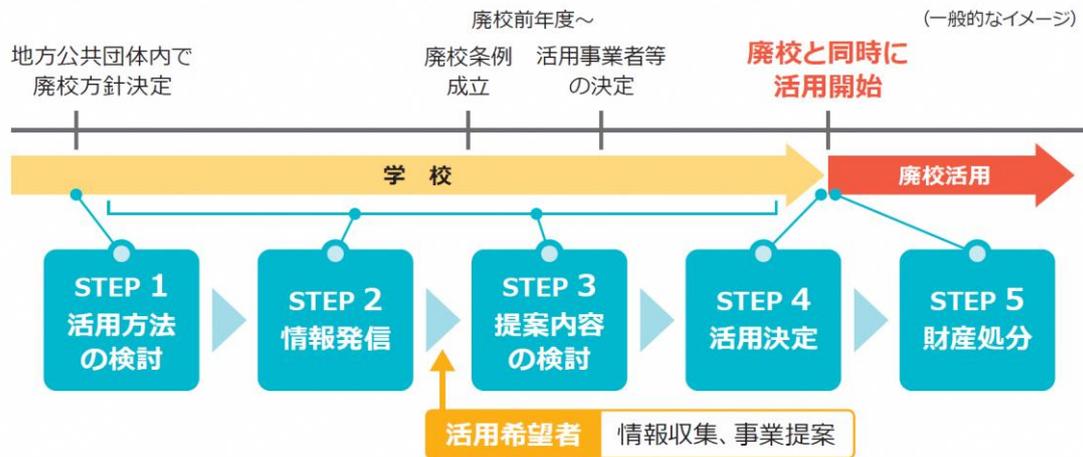


図 9-2 廃校活用に関するフロー図

(出典：文部科学省 廃校活用事例集より)

一般的な検討の流れ

1. 地域の希望と施設の現況を把握する

住民や関係団体へのアンケート・ヒアリングにより、地域が求める方向性を把握します。あわせて建物や設備の状態を確認し、利用可能な範囲を整理します。

2. 活用の方向性とスキームを比較する

貸付・借地・譲渡などの手法を比較し、地域への貢献や公共性を考慮しながら、実現可能な方法を検討します。

3. 費用と収支の見通しを整理する

最小限の改修でどの程度の収支が見込めるかを検討し、無理のない運営を想定します。

4. 情報公開と事業者募集

施設の概要（写真・図面・現況調査結果など）を公表し、活用を希望する事業者や団体を広く募集します。短期的な試行利用（トライアル）を通じて、運営の可能性を検証する場合があります。

5. 評価と決定

提案が寄せられた場合には、公共性、持続性、安全性、実現可能性などの観点から総合的に評価し、最適な方針を選定することが一般的です。

その後、契約・協定等により条件を明確にし、財産処分や引き渡しを行います。

9.3 校別の検討方向

令和7年1月22日の検討委員会では、跡地活用に関して、宅地化・公共施設化・産業利用・大学連携・チャレンジ拠点・子どもやスポーツ活動など、さまざまな意見が出されました。これらの意見を踏まえ、現時点では以下のように方向性の「たたき台（素案）」を整理しています。

(1) 玉川第一小学校

玉川第一小学校は**比較的村の中心部に位置し、主要施設へのアクセスも良好**であることから、民間活力を生かした土地利用の可能性が高いエリアです。一方で校舎や屋内運動場は建設から50年以上経過しており、老朽化が著しく、再利用は難しいと判断されます。

〈 活用の方向性 〉

- ・ 校舎・屋内運動場・プールを含む施設はすべて解体し、更地化。
- ・ 更地後は民間譲渡や村による分譲販売を通じた宅地化を検討。
- ・ 宅地化にあたっては、**プロポーザル方式による事業者選定**を想定し、景観調和・防災性・地域交流空間の確保を条件とする。

(2) 須釜小学校

須釜小学校の校舎は**建設から50年以上経過しているが、構造的には再利用が可能と考**えられます。また、敷地は広く、隣接する給食センターとの連携や農業・食育・環境教育などへの展開も視野に入ります。ただし、プールは老朽化が進んでおり、解体を前提とします。

〈 活用の方向性 〉

- ・ 校舎：企業誘致（農業・環境・エネルギー関連等）や大学・研究機関の実習・研修施設としての活用。
- ・ 校庭：農業体験や地域交流の拠点としての活用。
- ・ 屋内運動場：地域イベント・教育活動への二次利用を検討。

(3) 玉川中学校

玉川中学校は**大規模改修を終えており、構造的には利用価値が高い**施設です。また、屋内運動場は指定避難所であり、地域防災拠点としての機能を継続することも可能です。ただし、老朽化した空調設備の更新や、利用用途に応じた内装改修などが必要です。

〈 活用の方向性 〉

- ・ 校舎：役場機能の一部移転、企業・大学等との連携拠点、文化・観光情報発信拠点などとしての利用。
- ・ 屋内運動場：避難所機能を維持しつつ、多目的イベント施設としての再整備。
- ・ 校庭：一部を宅地化または駐車場として整備。
- ・ 併せて、チャレンジショップや地域活動拠点としての利用を検討。

別途資料

別途資料1 イメージパース

(1) 鳥瞰図



(2) 外観図



別途資料2 関連法規必要申請書類一覧表

関係法規		趣旨	所 管	受理(容認)権者	必要書類の有無	必要書類
自然保護・ 環境関係	浄化槽法	公共用水域等の水質の保全	玉川村 地域整備課 下水道係	玉川村長	有	浄化槽設置(変更)届出書
	水道法	衛生的で安価な水の安定供給を図ることで、公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与	福島県中保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課	知事	設備手法決定後確認	基本設計で整理の上、確認する事
	福島県給水施設等条例	水道の布設を適正かつ合理的に行うことにより、衛生的な水の供給を図る	福島県中保健福祉事務所 生活衛生部 衛生推進課	知事	設備手法決定後確認	基本設計で整理の上、確認する事
	土壌汚染対策法	土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する	福島県中地方振興局 県民環境部環境課	知事	有	一定の規模以上の土地の形質の変更届出書 ※50 cm以上の切土改変がなければ届け出不要
	福島県生活環境の保全等に関する条例	生活環境の保全等に関する施策を総合的に推進	玉川村	玉川村	無	
土木関係	道路法	路線の指定及び認定、管理、構造、保全、費用の負担区分等	石川土木事務所 総務課	知事	有	道路工事設計等承認申請 ※流量計算結果によって県道側溝・暗渠の断面改修が必要になった場合
	河川法	洪水、津波、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正	福島県中建設事務所 総務部行政課	知事	有	河川法第24条・第26条許可申請書 ※流量計算結果によって河川吐出し部の断面改修が必要になった場合
都市計画・ 建築関係	都市計画法	用途地域区分	福島県中建設事務所 総務部行政課 企画管理部企画調査課	知事	有 第29条開発行為許可申請	開発許可申請書
					有 第32条公共施設管理協議及び同意	公共施設管理者同意書 都市計画法第32条の規定に基づく協議及び同意願出書 ※都市計画法上の緑地(3%)、上水道、消防水利(必要の場合)協議
		無(区域指定無)			防火地域、準防火地域 建築基準法第22条指定区域 計画延べ床面積により防火性能を高める必要がある	
	(旧)宅地造成等規制法 (現)宅地造成及び特定盛土等規制法	宅地造成に関する工事等について災害の防止のため必要な規制	福島県中建設事務所 総務部行政課 企画管理部企画調査課	知事	無(みなし許可)	敷地面積が500㎡以上で盛・切が30cm以上の形質変更を行う場合必要となるが、都市計画法第29条に基づく開発許可を受けることから「みなし」行為となるため不要となる
	建築基準法	建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定める	建設事務所建築住宅部 建築住宅課	建築主事 指定確認検査機関	有	建築確認申請書、構造計算適合性判定申請書等
	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律	建築物の省エネ性能向上と再生可能エネルギー利用の促進を図る	建設事務所建築住宅部 建築住宅課	登録建築物エネルギー消費性能判定機関	有	計画書、設計内容説明書等
	その他	福島県景観条例	地域の特性を生かした優れた景観の保全と創造を図る	福島県中地方振興局 県民環境部県民生活課	知事	有
消防法		生命、身体及び財産を火災から保護、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減	須賀川地方広域消防組合 消防本部	消防長	有	消防計画作成(変更)届出書

玉川村統合小学校建設等 基本構想

令和8年1月 策定

発行：玉川村

編集：教育委員会

〒963-6392 福島県石川郡玉川村大字小高字中畷9

TEL：(0247) 57-4633

FAX：(0247) 57-4503

URL：<https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/>

無断転載禁止
